

令和 8 年度 厚木市市民協働推進委員会第 1 回会議次第

日 時 令和 8 年 8 月 19 日 (水)
午前 10 時から
場 所 第 2 庁舎 16 階

1 開 会

2 挨 拶

3 案 件

(1) 令和 9 年度市民協働提案事業の第二次審査について

資料 2 ～ 5

(2) 令和 7 年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について

資料 6 ～ 8

4 その他

5 閉 会

厚木市市民協働推進委員会委員名簿

資料 1

任期：令和 7 年 6 月 1 日～令和 9 年 5 月 31 日

(五十音順 敬称略)

No.	役職	氏名	選出区分	所属団体等	在任期間
1	委員	入江 慎治	優れた識見を有する者	神奈川工科大学 情報学部 教授	1 期目
2	委員	植森 貴政	優れた識見を有する者	厚木商工会議所	1 期目
3	委員	照屋 亜実	優れた識見を有する者	厚木市社会福祉協議会 主事	1 期目
4	委員	高橋 忠	優れた識見を有する者	小鮎地区地域づくり推進委員会	1 期目
5	委員	徳島 小百合	公募による市民	市民	3 期目
6	委員	野村 進	優れた識見を有する者	森の里地区館長	1 期目
7	委員	三角 夕紀	優れた識見を有する者	厚木市ボランティア 相談員	2 期目
8	委員	向島 史朗	優れた識見を有する者	あつぎエリアマネジメント 代表理事	1 期目
9	委員	横本 久	公募による市民	市民	2 期目

1 提案制度とは

市民協働事業提案制度は、市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度です。

この制度には、次の二つの提案区分があります。

(1) 市民提案型事業

市民活動団体自ら企画提案を行う事業

(2) 行政提案型事業

市があらかじめ示したテーマ、計画、事業概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う事業

2 目的

協働事業を通じて市民活動団体と市との間に信頼関係が構築され、市民が主体的に事業に関わることで、市民目線の事業展開ができ、市民サービスの向上につながります。

また、それぞれの力が加わることにより、相乗効果が期待できます。

3 提案団体の要件

提案することができる団体は、次の要件を全て満たす市民活動団体です。

(1) 活動拠点が厚木市内にあること。

(2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。

(3) 団体の運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。

(4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

4 対象事業

対象となる事業は、次の要件を全て満たすものです。

(1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業

(2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業

(3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業

(4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業

(5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業

(6) 継続及び発展が期待できる事業

5 実施期間

実施期間は1年間です。

ただし、毎年度審査を経て3年を限度として提案することができます。

6 経費負担

経費負担額は、次の表のとおりで、予算の範囲内で決定します。

事業提案年数	経費負担額	限度額
1 年目	支援対象経費の合計額の100%以内の額	200万円
2 年目	支援対象経費の合計額の 90%以内の額	180万円
3 年目	支援対象経費の合計額の 80%以内の額	160万円

7 対象経費

- (1) 報償費
- (2) 人件費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 光熱水費
- (7) 通信運搬費
- (8) 食糧費
- (9) 備品購入費
- (10) その他必要と認める経費

令和 9 年度実施 厚木市市民協働提案事業 応募の手引き

事前相談期間 4月15日（水）～ 5月29日（金）

厚木市 市民交流部 市民協働推進課

目 次

市民協働事業提案制度とは	1
行政提案型事業の募集	1
提案に当たっての注意事項	1
1 対象団体	1
2 対象事業	2
3 事業実施期間	2
4 経費負担額	3
5 対象経費	4
6 提出書類	5
7 応募方法	5
8 審査	6
9 実績報告	7
10 その他	7
11 スケジュール（予定）	8
行政提案型事業の概要	9
ボランティアネットワークづくり事業	10
厚木市市民協働事業提案制度実施要綱	13
厚木市市民協働事業提案制度審査基準	18
提出書類記入例	21

市民協働事業提案制度とは

市民協働事業提案制度は、市民活動団体と市が共通する地域課題又は社会課題を解決するため、役割分担を決め、協定を締結し、共に事業を実施する制度です。

この制度には、次の2つの提案区分があります。

- **市民提案型事業**
市民活動団体自ら企画提案を行う事業
- **行政提案型事業**
市があらかじめ示したテーマ、計画、事業概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う事業

行政提案型事業の募集

次の事業を市と協働で実施していただく団体を募集します。

- ボランティアネットワークづくり事業【新規】⇒ P10

提案に当たっての注意事項

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- ご提案いただいた事業の実施年度は、翌年度（令和9年度）となります。
※ 令和9年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要となります。
- 公正性や透明性を確保するため、ご提出いただいた書類については、個人情報を除き、ホームページ等により公開させていただきます。

1 対象団体

提案することができる団体は、次の要件を全て満たす市民活動団体です。

- (1) 活動拠点が厚木市内にあること。
- (2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。
- (3) 団体の運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。
- (4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

ただし、次のいずれかに該当する市民活動団体は、対象になりません。

- (1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団
- (2) 代表者又は役員が厚木市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員である団体

2 対象事業

対象となる事業は、次の要件を全て満たすものです。

- (1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業
- (2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業
- (5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業
- (6) 継続及び発展が期待できる事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象になりません。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (5) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求める事業
- (7) 市民協働提案事業の実施年度に、国や他の地方公共団体から補助金等の交付を受ける事業
- (8) 市民協働提案事業の実施年度に、この制度以外の本市の補助金等の交付を受ける事業
- (9) 市民協働提案事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員を同じくする団体が提案する目的や内容が同じ事業

3 事業実施期間

事業の実施期間は、令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）です。

ただし、令和9年度当初予算の成立が事業実施の条件となります。

- この制度は、市との協働で実施した後も、団体の事業として継続していただくことを前提としたものです。
- 同一事業について最長3年間提案することができますが、毎年度応募・審査が必要です。

4 経費負担額

経費負担額（市負担金）は、次の表のとおりで、予算の範囲内で決定します。

事業提案年数	経費負担額	限度額
1年目	支援対象経費の合計額の100%以内の額	200万円
2年目	支援対象経費の合計額の 90%以内の額	180万円
3年目	支援対象経費の合計額の 80%以内の額	160万円

※ 算出した経費負担額と事業に係る収入の合計額が事業に要する経費の合計額を超える（収入＞支出となる）場合は、その超える額を経費負担額から控除します。

※ 事業に係る収入とは、次のようなものです。

- (1) 事業の一環として実施するバザー等の収益金
- (2) 事業への参加者負担金、参加費等
- (3) 事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等

※ 算出した経費負担額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。

- 予算がかからない事業や少額の事業も対象となります。
- 市負担金は、原則として分割で交付します。
- 事業を中止した場合や事業実施後に余剰金が発生した場合は、市負担金を返還していただきます。
- 収入・支出に係る帳簿や領収書は、事業実施後に提出していただきますので、必ず保管してください。詳細については、P7 をご確認ください。

項目	基準
報償費	外部の講師、指導者等への謝礼 団体の構成員への謝礼は対象外 〔基準〕 2 時間程度の講演会、講習会の場合 ① 国又は地方公共団体の職員：上限7,000円／時間 ② 大学の教授・准教授・講師、民間会社又は各種団体の職員 ：上限10,000円／時間 ※ ①、②以外に対する謝礼については、協議により決定します。
人件費	事業の実施に従事する団体の構成員の人件費（事業当日に限る。） 〔条件〕 ①、②をいずれも満たすこと ① 1 人当たり上限3,000円／日 ② 人件費を除く対象経費の10%以内
消耗品費	文具、用紙、材料等の購入費 （短期間の使用によって、性質又は形状を失い、使用できなくなるもの）
印刷製本費	ちらし・ポスター等の印刷・コピー代
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械借上料、空き店舗・空き家の賃借料 団体の構成員への賃借料は対象外
光熱水費	施設の電気・水道・ガス使用料
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
食糧費	講師等の飲物代、食事代 団体の構成員への飲物代等は対象外 〔条件〕 1 人当たり上限1,000円／日
備品購入費	備品の購入費 （長期にわたって性質又は形状を変えことなく使用できるもの） 〔条件〕 ①、②をいずれも満たすこと ① 事業の立ち上げ若しくは拡大に伴う新規購入又は故障等により使用できなくなり、更新しなければ事業が成り立たないもの ② 単価 3 万円未満の物品

- 支援の対象となる経費は、事業に直接必要となるものに限ります。
- 人件費を除き、団体の構成員に対する支出は、支援の対象になりません。（構成員に対する講師謝礼、飲物代等、構成員が所有する物品に対する賃借料など）
- 表に記載されていない経費のうち、事業実施に不可欠な経費については、協議により対象の可否を決定します。
ただし、広告宣伝費や宿泊費、保険料、予備費などは対象になりません。

6 提出書類

応募に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 厚木市市民協働事業提案書
- (2) 企画書
- (3) 事業スケジュール
- (4) 収支予算書
- (5) 役員等氏名一覧表
- (6) 団体の会則等
- (7) 団体の会員名簿
- (8) 団体の会計書類

各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 >
市民協働事業提案制度 > 【令和9年度実施】市民協働提案事業募集のご案内]

また、応募される団体は、市民活動団体登録を行ってください。

登録に当たっては、厚木市市民活動団体登録申請書等の必要書類を提出してください。

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

[ホーム > くらし・手続 > 市民協働・相談 > 市民協働・市民活動 >
ボランティア・NPO > 市民活動団体登録制度]

7 応募方法

応募には必ず事前相談が必要です。提案を希望される方は、市民協働推進課（電話 046-225-2101（直通））までご連絡ください。

- (1) 事前相談期間 令和8年4月15日（水）から5月29日（金）まで
- (2) 書類提出期限 令和8年6月12日（金）まで

8 審査

ご提案いただいた事業については、第一次審査と第二次審査を行い、採択を決定します。

(1) 第一次審査【書類審査】

市の担当課、関係課等の意見等を参考に、市民協働事業選考委員会（市職員による組織）が審査を行います。

【審査項目】

No.	項目	着眼点
1	公益性・課題解決	市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。
2	市民サービスの向上	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。
3	協働による効果	役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。
4	新規性	市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。
5	実施の可否	経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。
6	継続性	継続及び発展が期待できる事業であるか。

(2) 第二次審査【プレゼンテーション審査】

第一次審査で適当と認められた事業について、提案団体がプレゼンテーションを行い、市民協働推進委員会（外部委員による組織）が審査を行います。

【審査項目】

No.	項目	審査のポイント
1	必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働提案事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。
2	先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。
3	実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。
4	発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりとして継続が期待できるか。
5	役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。
6	団体の 実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。

※ 詳細については、P18「厚木市市民協働事業提案制度審査基準」をご確認ください。

9 実績報告

事業が完了した日又は年度が終了した日のいずれか早い日から 30 日以内に、次の書類を提出してください。

- (1) 厚木市市民協働事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 収入・支出についての帳簿、領収書等の写し、その他証拠書類

※ 帳簿や領収書については、確認させていただく場合がありますので、事業終了後5年間（令和15年3月まで）保存してください。

領収書等の写しの提出に当たっては、次の点にご注意ください。

- レシートの写し（支払先、支払日、支払内容、支払金額が分かるものに限る。）も有効です。
- 領収書やレシートの写しは、支出科目（報償費、消耗品費など）別に整理して提出してください。
- 次のような領収書等は無効です。
 - ① 領収書の但し書が「品代」など、支払内容の詳細が不明なもの
※ 購入品、単価、数量などの明細が分かるレシート等を添付してください。
 - ② 事業に無関係な商品等が混在しているもの
 - ③ 宛名が提案団体名でないもの
 - ④ 日付が事業実施期間外のもの

10 その他

- (1) ちらしやポスターを作成する場合は、「厚木市市民協働提案事業」と明記してください。
- (2) 活動状況を把握するため、厚木市市民協働推進委員会の委員が活動現場を見学させていただく場合があります。

11 スケジュール（予定）

募集から事業実施までのスケジュールは、次のとおりです。

4月15日（水）～6月12日（金）

事業の募集

提案書等を市民協働推進課に提出

6月

新規事業のみ 団体、市民協働推進課、 関係課による事前協議

提案内容について事前協議

7月

市民協働事業選考委員会

市民提案型：担当課を決定
行政提案型：応募状況を報告

7月

団体と担当課による協議

事業内容について協議

8月

第一次審査

市民協働事業選考委員会による書類審査

10月

第二次審査 （プレゼンテーション）

市民協働推進委員会による
プレゼンテーション審査

10月

最終選考

審査委員の意見を踏まえ、
市長が最終選考

10月

選考結果通知

提案団体に選考結果を通知し、
ホームページで公表

10月～令和9年3月

団体と担当課による 最終調整

事業実施に向け、役割分担や
事業内容について調整

令和9年4月

協定の締結・事業開始

団体と市が相互に遵守しなければならぬ協定を締結し、
事業をスタート

行政提案型事業の概要

ボランティアネットワークづくり事業【新規】

．．．10

ボランティア ネットワークづくり事業

市民協働推進課

事業の目的

近年、人口減少・超高齢社会の到来、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応など、社会環境は大きく変化しています。

そのため、様々な分野でボランティア活動に取り組んでいる市民活動団体の重要性はますます大きくなっていますが、近年、市民活動団体の高齢化や後継者不足などにより、活動の継続が困難になっているという声が聞かれます。

本事業では、市内でのボランティア活動が活発になることにより、市民ニーズに合った公共サービスの提供や地域課題の解決を図ることを目的とします。

市民協働で行う意義

本市では、市民活動団体への情報提供、市民へのボランティア活動の紹介、夏休みボランティア体験、補助金の交付等によりボランティア活動を支援していますが、市民活動の更なる活性化を図るためには、団体同士のつながりを創出し、活動の輪を広げていく必要があると考えています。

市と市民活動団体が協働で取り組むことにより、市が把握している市民活動団体の情報をいかながら、団体の持つ新たな発想を取り入れたネットワークづくりができると考えます。

事業の概要

ボランティア活動を行う市民活動団体同士が連携・交流できる機会を設ける。

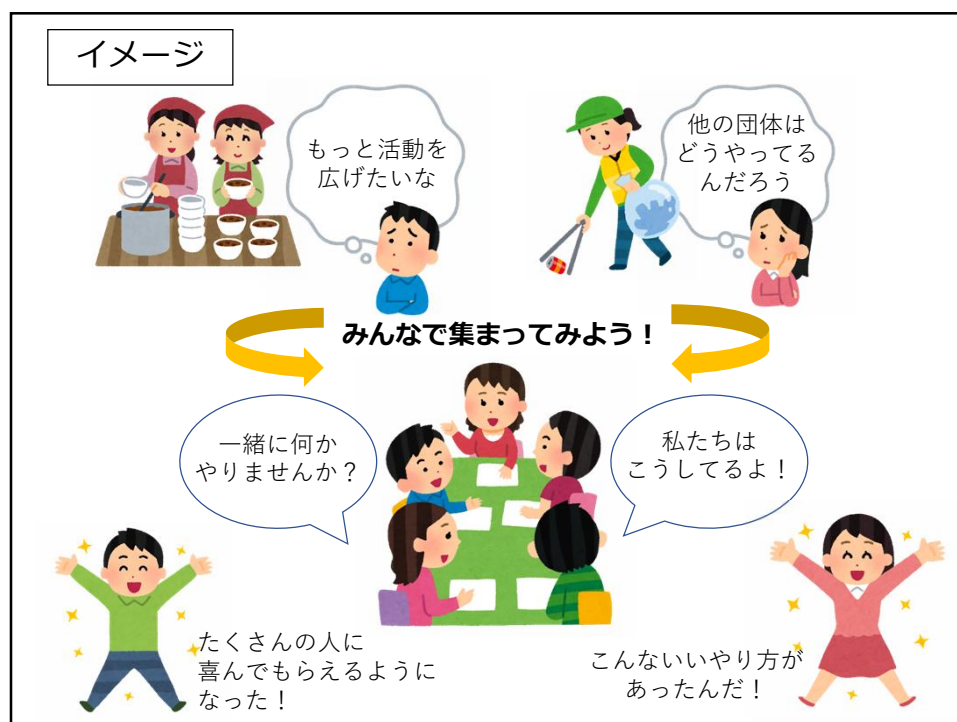
※ 特定の分野のネットワークづくりも可

【取組例】

- ・市民活動団体同士の交流イベントの開催
- ・情報交換の場の提供
- ・複数の団体による合同での事業実施

さらに発展して

- ・SNSを活用した情報発信
- ・新たなボランティア人材確保・育成



事業の効果

市民活動団体相互に協力関係を築き、知識やノウハウを共有することにより、活動の幅が広がる。

その結果、ボランティア活動が広がり、身近な地域の課題に対し、市民活動団体の特性をいかしたサービスが展開される。

協働の条件

団体の専門性、特性等をいかし、他の市民活動団体と連携・協力している団体であること。

協働の期間

3年間

厚木市市民協働事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市市民協働推進条例（平成24年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、厚木市市民協働事業提案制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働事業 次のいずれかの事業をいう。

ア 市民提案型事業 市民活動団体自ら企画提案を行う市民協働事業

イ 行政提案型事業 市長等があらかじめ示したテーマ、計画、事業等の概要に対して、市民活動団体が企画提案を行う市民協働事業

(2) 市民活動団体 条例第2条第3号に掲げる市民活動団体をいう。

(提案団体の要件)

第3条 市民協働事業を提案することができる市民活動団体は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 活動拠点が市内にあること。

(2) 3人以上の役員（代表者を含む。）を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいること。

(3) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。

(4) 次年度以降も継続して活動する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する市民活動団体は、提案することができない。

(1) 厚木市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団

(2) 代表者又は役員のうち厚木市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員に該当する者があるもの

(対象となる事業)

第4条 市民協働事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

(1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市長等が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であること。

(2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であること。

(3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することによ

り相乗効果が期待できる事業であること。

(4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であること。

(5) 経費の積算が適正であり、市民活動団体と市長等が協働で実施することが可能な事業であること。

(6) 継続及び発展が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案することができない。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものの

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

(5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(6) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求めるもの

(7) 市民協働事業の実施年度において、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けているもの

(8) 市民協働事業の実施年度において、この要綱以外の要綱その他の規程による本市の補助金等の交付を受けているもの

(9) この要綱に基づく市民協働事業を3年実施した団体と同一若しくは構成員を同じくする団体が提案する目的又は内容を同じくするもの

（実施期間）

第5条 市民協働事業の実施期間は、単年度とする。ただし、毎年度審査を経て3年を限度として提案することができる。

（事業の提案）

第6条 市民協働事業を提案しようとする市民活動団体は、厚木市市民協働事業提案書に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 企画書

(2) 事業スケジュール

(3) 収支予算書

(4) 役員等氏名一覧表

(5) 市民活動団体の会則等、会員名簿及び会計書類

(担当課の決定)

第7条 市長は、前条の規定により市民協働事業の提案書類を受理した場合は、当該市民協働事業の担当課等を決定し、提案した市民活動団体に厚木市市民協働事業担当課決定通知書により通知するものとする。

(市民協働事業選考委員会)

第8条 市長は、提案された市民協働事業の書類選考等を行うため、厚木市市民協働事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会は、市職員をもって構成し、対象となる事業に係る市の担当課、関係課等の意見及び評価を参考に、第一次審査を行うものとする。

(市民協働推進委員会)

第9条 条例第11条に規定する厚木市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、前条第2項の規定による第一次審査で適当と認められた事業について、第二次審査を行い、その結果について、市長に意見を述べるものとする。

(事業の採択)

第10条 市長は、推進委員会の意見を踏まえ、市民協働事業として採択又は不採択を決定したときは、その旨を厚木市市民協働事業採択結果通知書により、提案した市民活動団体に通知するものとする。

(経費負担)

第11条 市長は、予算の範囲内において、別表に定めるところにより、市民協働事業の経費を負担することができる。

(協定書の締結等)

第12条 市長は、市民協働事業の実施に当たり、提案した市民活動団体と協定を締結するものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 市長は、市民協働事業の実施期間中において、当該市民協働事業を実施する市民活動団体の構成員から、当該市民協働事業の進捗状況について聴取し、又は調査を行うことができるものとする。

(報告書等の提出)

第14条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業が完了した日又は当該市民協働事業の実施に係る市の会計年度が終了した日のいずれか早い日から30日以内に、厚木市市民協働事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 当該市民協働事業に係る帳簿及び領収書等の写し並びにその他収入及び支出につい

ての証拠書類

(成果)

第15条 市長は、前条に規定する厚木市市民協働事業実績報告書等の提出を受けたときは、その成果について公表するものとする。

(書類の整備等)

第16条 市民協働事業を実施する市民活動団体は、当該市民協働事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該市民協働事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第11条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に第6条の規定による1年目の提案がなされたものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度に第6条の規定による3年目の提案がなされたものについては、別表3年目の項中「支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額」とあるのは「支援対象経費の合計額以内の額」に、「160万円」とあるのは「200万円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

事業提案年数	経費負担額	限度額
1年目	支援対象経費の合計額以内の額	200万円
2年目	支援対象経費の合計額の90パーセント以内の額	180万円
3年目	支援対象経費の合計額の80パーセント以内の額	160万円

備考

- 1 「支援対象経費」とは、次に掲げる経費のうち、市民協働事業の実施に必要であると市長が認める経費をいう。
 - (1) 報償費
 - (2) 人件費
 - (3) 消耗品費
 - (4) 印刷製本費
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 光熱水費
 - (7) 通信運搬費
 - (8) 食糧費、備品購入費その他市長が必要と認める経費
- 2 当該市民協働事業に係る収入と経費負担額の合計額が当該市民協働事業に要する経費の合計額を超える場合は、その超える額を経費負担額から控除する。この場合において、市民協働事業に係る収入とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市民協働事業の一環として実施するバザー等収益金
 - (2) 市民協働事業への参加者負担金及び参加費等
 - (3) 市民協働事業に係る民間団体等からの補助金、負担金等
- 3 算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

厚木市市民協働事業提案制度審査基準

1 目的

この基準は、厚木市市民協働事業提案制度（市民提案型事業・行政提案型事業）に提案された市民協働事業について、採択又は不採択とすべき事業を審査するための基準を示したものである。

2 審査方法

- (1) 第一次審査 市の担当課、関係課等の意見等を参考に厚木市市民協働事業選考委員会が行う書類による審査
- (2) 第二次審査 第一次審査で適当と認められた事業について厚木市市民協働推進委員会が行うプレゼンテーションによる審査

3 第一次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について4段階評価で採点するものとする。

項目	着眼点
公益性・課題解決	市内で実施される公益的な事業であり、身近な地域課題について、市民活動団体と市が協働で実施することにより、その解決を目指す事業であるか。
市民サービスの向上	具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上を目指す事業であるか。
協働による効果	役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であるか。
新規性	市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等をいかした新たな視点からの事業であるか。
実施の可否	経費の積算が適正であり、市民活動団体と市が協働で実施することが可能な事業であるか。
継続性	継続及び発展が期待できる事業であるか。

【配点基準】

評価	高く評価できる	評価できる	評価できるが検討を要する	評価できない
点数	4	3	2	1

- (2) 採点する委員は、厚木市市民協働事業選考委員会委員のうち、事業を主管する課長を除く委員とする。
- (3) 各委員の審査は、24点満点とし、15点以上を可とする。

- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、厚木市市民協働事業選考委員会として、可否について協議するものとする。
- (5) 第二次審査に進むべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 第二次審査

- (1) 委員は、次表の6項目について5段階評価で採点するものとする。

項目	審査のポイント
必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。
先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。
実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。
発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。
役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。
団体の実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。

【配点基準】

評価	非常に 評価できる	十分に 評価できる	評価できる	評価できるが 不十分	評価できない
点数	5	4	3	2	1

- (2) 各委員の審査は、30点満点とし、18点以上を可とする。
- (3) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の審査から外れるものとする。
- (4) 審査項目の点数のうち、1項目でも1点を採点した委員がいる事業については、市民協働推進委員会として、採択の可否について協議するものとする。
- (5) 採択すべき事業は、採点する委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 審査結果

第二次審査後の委員による審査結果の取りまとめについては、非公開とする。

6 審査結果の公表

事業の審査結果は、審査結果意見書として、ホームページで公開する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



厚木市市民協働事業提案書

令和8年4月15日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地 厚木市中町3-17-17

団 体 名 あつぎしあわせ会

代 表 者 名 協働 町子

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	〇〇〇〇〇事業		
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業		
3 提案年数	☒ 1年目 ☐ 2年目 ☐ 3年目		
4 事業概要	厚木市内では、現在・・・が・・・である。 そのため、・・・を・・・する必要があり、・・・を対象として・・・を・・・するため、・・・を実施する。 事業の目的や内容を分かりやすく簡潔に記載してください。		
5 事業実施期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで		
6 事業費総額	319,400円	●	(P25) 収支予算書(支出の部)の合計(c)の額
7 市が負担する額	221,000円	●	(P25) 収支予算書(収入の部)の市負担金(A)の額
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会計書類 ☐ その他 () ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿		
9 担当者連絡先	氏 名 厚木 太郎 電話番号 046-225-2141		

企画書

第一次審査と第二次審査の審査項目を確認し、全ての項目を網羅するように意識しながら記載してください。

1 事業の分野	☐ 子育て ☐ 学校教育 ☐ 地域福祉 ☐ 高齢者福祉 ☐ 障がい者福祉 ☒ 保健・医療 ☐ 社会教育 ☐ 市民協働 ☐ 生涯学習 ☐ 人権・平和 ☐ 防災・減災 ☐ 消防・救急 ☐ 防犯 ☐ 交通安全 ☐ 都市 ☐ 基盤整備 ☐ 公園・緑地 ☐ 産業 ☐ 農業 ☐ 温暖化対策 ☐ 循環 ☐ スポーツ ☐ 文化芸術 ☐ 観光 ☐ その他()	どのような地域課題があるのか、なぜこの事業を実施する必要があるのかを具体的に記載してください。
2 事業の目的・必要性 解決を目指す 地域課題	・ ・ ・ ・ ・ について、厚木市内では、 ・ ・ ・ ・ ・ が ・ ・ ・ ・ ・ という状況にある。 こうした状況を改善し、 ・ ・ ・ 環境をよりよくするためには、 ・ ・ ・ ・ ・ を ・ ・ ・ ・ ・ し、 ・ ・ ・ ・ ・ していく必要がある。	
3 事業の内容	・ ・ ・ ・ ・ を ・ ・ ・ ・ ・ するため、 ・ ・ ・ ・ ・ のノウハウを生かし、 ・ ・ ・ を対象に月に1回 ・ ・ ・ ・ ・ を実施する。 また、 ・ ・ ・ ・ ・ を ・ ・ ・ ・ ・ のため、 ・ ・ ・ ・ ・ の方法により ・ ・ ・ ・ ・ を開催する。	
4 実施場所	あつぎ市民交流プラザ、市内公民館	
5 期待される効果・成果	・ ・ ・ ・ ・ を ・ ・ ・ ・ ・ することにより、 ・ ・ ・ ・ ・ が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ となることが期待でき、 ・ ・ ・ ・ ・ を ・ ・ ・ ・ ・ することができる。	
6 役割分担	提案者の役割 ・ ・ ・ ・ ・ の企画・運営 ・ ・ ・ ・ ・ の作成	事業の対象や実施回数・頻度、実施方法、市民活動団体の特性などを含め、事業内容を具体的に記載してください。
	市の役割 ・ ・ ・ ・ ・ の周知 ・ ・ ・ ・ ・ の会場の確保	
7 自主財源確保に向けた取組	参加者の意見を ・ ・ ・ ・ ・ で把握し、2年目から適正な参加費を徴収するとともに、協力団体・企業を募り、 ・ ・ ・ ・ ・ を確保することにより、自主運営に移行する。	

市民協働提案事業としての実施が終了した後、団体の事業として継続していくための財源確保に向けた考え方を記載してください。

令和9年度から令和12年度までの
事業計画と収支計画を記載してく
ださい。

8 事業計画
収支計画

	令和9年度	事業内容	・ ・ ・ ・ の実施 ・ ・ ・ ・ の開催 ・ ・ ・ ・ を ・ ・ ・ ・ するための検討
		収支予算	・ 収入 319,400円 - うち市負担金 221,000円 - うち自主財源 30,000円 - 内訳 ○○団体負担金 30,000円 ・ 支出 319,400円
	令和10年度	事業内容	・ ・ ・ ・ の実施 ・ ・ ・ ・ の開催 ・ ・ ・ ・ の試験的導入
		収支予算	・ 収入 △△△△△円 - うち市負担金 △△△△△円 - うち自主財源 △△△△△円 - 内訳 ○○○ △△△△△円 ○○○ △△△△△円 ・ 支出 △△△△△円
	令和11年度	事業内容	・ ・ ・ ・ の実施 ・ ・ ・ ・ の開催 ・ ・ ・ ・ の導入
		収支予算	・ 収入 △△△△△円 - うち市負担金 △△△△△円 - うち自主財源 △△△△△円 - 内訳 ○○○ △△△△△円 ○○○ △△△△△円 ・ 支出 △△△△△円
	令和12年度	事業内容	・ ・ ・ ・ の実施 ・ ・ ・ ・ の開催 ・ ・ ・ ・ の導入による効果の検証
		収支予算	・ 収入 △△△△△円 - 内訳 ○○○ △△△△△円 ○○○ △△△△△円 ・ 支出 △△△△△円

予定している年間スケジュール
をできる限り詳細に記載してく
ださい。

事業スケジュール

時期	内容
4 月	
5 月	・・・・の開催（あつぎ市民交流プラザ）
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	・・・・の開催（依知北公民館）
10月	【通年】 ・・・・の実施
11月	
12月	
1 月	・・・・の開催（愛甲公民館）
2 月	
3 月	

負担率は提案年数によって異なります。

1年目：100%（上限200万円）

2年目：90%（上限180万円）

3年目：80%（上限160万円）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		221,000	221,000 円 × 100%
事業収入	〇〇団体負担金	30,000	
	小計(B)	30,000	
団体負担金等(C)		68,400	
合計(D)=(A)+(B)+(C)		319,400	

（支出の部）の支援対象経費の小計(a)に負担率を乗じた額

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報償費	90,000	〇〇ワークショップ講師謝礼@50,000 円(3 時間) × 3 回（うち@10,000 円 × 3 時間 × 3 回）
	人件費	15,000	@500 円 × 10 人 × 3 回
	消耗品費	20,000	資料用コピー用紙(2,500 枚入り)@4,000 円 × 5 箱
	印刷製本費	60,000	ちらし印刷代@3 円 × 5,000 部 = 15,000 円 ポスター印刷代@50 円 × 300 部 = 15,000 円 資料印刷代@100 円 × 100 部 × 3 回 = 30,000 円
	通信運搬費	36,000	参加者宛て通知郵送料@120 円 × 100 人 × 3 回
	小計(a)	221,000	
支援対象外経費	報償費 (団体負担)	60,000	〇〇ワークショップ講師謝礼@50,000 円(3 時間) × 3 回（うち 150,000 円 - 90,000 円）
	食糧費	30,000	〇〇ワークショップ参加者用飲物代@100 円 × 100 人 × 3 回
	保険料	8,400	@28 円 × 100 人 × 3 回
	小計(b)	98,400	
合計(c)=(a)+(b)		319,400	

(P4) 対象経費の項目名ごとに記載してください。

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

令和8年4月15日現在

No.	役職名	氏 名				生年月日				性別	住 所
		かな	漢字			元号	年	月	日		
1	代表	キョウ ドウ	マチコ	協働	町子	昭和	50	2	1	女	厚木市中町3-17-17
2	副代表	アツギ	タロウ	厚木	太郎	昭和	55	4	2	男	厚木市中町1-4-1
3	会計	ミドリ	ケイコ	緑	恵子	昭和	61	4	2	女	厚木市緑ヶ丘2-2-1
4	監査	ミナモト	エミコ	南野	栄子	平成	6	5	3	女	厚木市旭町2-4-18

- ・この一覧表には、役員のみ記載してください。
- ・この一覧表とは別に、会員全員の名簿を提出してください。

ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

厚木市市民協働事業提案制度実施要綱第3条に基づき、市民協働提案事業から暴力団を排除するため、名簿に記載された情報を神奈川県警察本部に照会します。

令和8年4月15日

団 体 名 あつぎしあわせ会

代表者氏名 協働 町子

厚木市市民活動団体登録申請書

令和8年4月15日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地 厚木市中町3-17-17
 団体名 あつぎしあわせ会
 代表者名 協働 町子

厚木市市民活動団体登録について、次のとおり申請します。

ふりがな	あつぎしあわせかい		
団体名	あつぎしあわせ会		
ふりがな	きょうどう まちこ		
代表者名	協働 町子		
連絡先 ※「公開する」を選択した項目は、市ホームページ等で公開します。 複数選択可	ふりがな	あつぎ たろう	☒ 公開する ☐ 公開しない
	担当者名	厚木 太郎	
	住所	〒243-0018 厚木市中町1-4-1	☒ 公開する ☐ 公開しない
	電話番号	046-225-2141	☒ 公開する ☐ 公開しない
	FAX番号	046-221-0260	☒ 公開する ☐ 公開しない
	メールアドレス	atsugiatsugi@co.jp	☒ 公開する ☐ 公開しない
	連絡方法	☒ 電話 ☒ FAX ☒ メール	
事務所	☒ 有 (住所: 厚木市中町2-12-15) ☐ 無		
ホームページ	☒ 有 (URL: https://www.atsugiatsugi.jp/) ☐ 無		

設 立 年 月 日	平成 2 4 年 4 月 1 日		
複数選択可 主 な 活 動 分 野	☐ 保健・医療・福祉	☐ 社会教育	☒ まちづくり
	☐ 観光	☐ 農業・漁業	☐ 学術・文化・芸術・スポーツ
	☐ 環境保全	☐ 災害救援活動	☐ 地域安全活動
	☐ 人権・平和	☐ 国際協力	☐ 男女共同参画社会
	☐ 子どもの健全育成	☐ 情報化社会	☐ 科学技術
	☐ 経済活動活性化	☐ 職業能力開発・雇用機会拡大	☐ 消費者保護
	☐ 非営利活動支援	☐ その他（ ）	
主 な 活 動 内 容	・ まちづくり研究会の実施 ・ 市街地活性化のためのイベント開催		
主 な 活 動 場 所	ボランティアセンター		
活 動 日	毎月第 2、第 4 土曜日		
活 動 時 間 帯	午前 1 0 時から正午		
年間活動日数	約 3 0 日		
会 員 数	1 5 人		
会員の年齢層	2 0 代～4 0 代		
会 員 の 募 集	☒ 有（必要資格等：なし） （募集時期：随時） ☐ 無		
会 費	☒ 有（年額 月額 3, 0 0 0 円） ☐ 無		
入 会 金	☒ 有（ 1, 0 0 0 円） ☐ 無		
団体情報の公開	☒ 可 ☐ 不可 可を選択した場合、市民活動主管課窓口及び市ホームページにおいて公開します。		

ふれあいの家庭づくり
ふれあいの地域づくり
ふれあいのまちづくり



「ふれあい」の大切さを共有し、市民自治のシンボルとするため、「市民ふれあい都市」を宣言しました。人と人とのつながりを深め、市民協働により、ふれあいがあふれる厚木市をつくっていきましょう。

厚木市 市民交流部 市民協働推進課（第二庁舎3階）

【所在地】 〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

【電話】 046（225）2101（直通）

【FAX】 046（221）0260

【E-mail】 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

令和9年度市民協働提案事業 第二次審査対象事業

市民提案型事業【3件】

No.	新規/継続	団体名	事業名	事業概要	担当課
1	継続 (3年目)	あつぎストリートフェス 実行委員会	あつぎストリートフェス	厚木市では「あつぎミュージックフェスティバル」の新人シンガー発掘オーディションを実施し、若手アーティストの育成を行うなど、自治体としては全国的にも珍しく特色のある取り組みを進めている。今後より一層「音楽」が厚木市の特色の一つとして根付き、音楽関連業界への道を目指す若者たちの夢を応援するため、市と協働して、若手アーティストの路上ライブを開催する。	文化魅力創造課
2	継続 (3年目)	厚木市体操協会	トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。	障がい者児童も参加できる「楽しい体操イベント」を行い「体操の魅力を伝え、厚木からオリンピックを輩出する」を目的として行動する。 体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えないキラキラ輝く明るい未来を築く。	スポーツ魅力創造課
3	継続 (2年目)	フードパントリーえんむすび	地域子育て支援プラットフォーム運営事業	1. 子育て支援情報サイト「地域子育てカレンダー」の拡充と活用 2. 「子育て相談会」の土日開催 3. 子育て支援団体の連携強化と育成 「地域子育てカレンダー」で地域支援活動の情報を集約し子育て世帯へ周知するとともに、土日開催の「子育て相談会」にて支援や居場所を必要とする世帯との直接的な接点を作る。	こども家庭センター (子育て支援担当)

厚木市市民協働事業提案書

2026年6月5日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団 体 名 あつぎストリートフェス実行委員会

代 表 者 名 望月 翔太

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	あつぎストリートフェス
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☐ 1年目 ☐ 2年目 ☒ 3年目
4 事業概要	厚木市では「あつぎミュージックフェスティバル」の新人シンガー発掘オーディションを実施し、若手アーティストの育成を行うなど、自治体としては全国的にも珍しく特色のある取り組みを進めている。今後より一層「音楽」が厚木市の特色の一つとして根付き、音楽関連業界への道を目指す若者たちの夢を応援するため、市と協働して、若手アーティストの路上ライブを開催する。
5 事業実施期間	2027年 4月 1日から 2028年 3月 31日まで
6 事業費総額	2,110,000円
7 市が負担する額	1,448,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 事業スケジュール ☒ 収支予算書 ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会員名簿 ☒ 団体の会計書類 ☐ その他 ()
9 担当者連絡先	氏 名 電話番号

企画書

1 事業の分野	☐ 子育て ☐ 学校教育 ☐ 地域福祉 ☐ 高齢者福祉 ☐ 障がい者福祉 ☐ 保健・医療 ☐ 社会教育 ☐ 市民協働 ☐ 生涯学習 ☐ 人権・平和 ☐ 防災・減災 ☐ 消防・救急 ☐ 防犯 ☐ 交通安全 ☐ 都市・交通 ☐ 道路 ☐ 基盤整備 ☐ 公園・緑地 ☐ 産業・労働 ☐ 商業 ☐ 農業 ☐ 温暖化対策 ☐ 循環型社会 ☐ 自然・生活環境 ☐ スポーツ ■文化芸術 ☐ 観光 ☐ 魅力発信 ☐ その他()
2 事業の目的・必要性 解決を目指す地域課題	音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。また、本事業を展開することで、市内外からプロのミュージシャンを目指す若者たちが集まり、厚木市が目指す文化芸術の聖地づくりの一助になることが期待される。
3 事業の内容	市内で活動している方はもちろん、路上ライブ界隈のSNS等で知名度があり、市外で活躍している若手アーティストに、厚木で路上ライブを開催する事が、魅力的な選択肢の一つになるように、定期的にライブを開催する。
4 実施場所	中町花の公園（厚木市中町2丁目914-1）
5 期待される効果・成果	中町花の公園で定期的にライブを開催する事で、厚木市の音楽文化の普及向上が図られ、アーティストを目指す若者が集まり、市内外から厚木市が音楽の新たな聖地として認知されることが期待できる。 また、路上ライブという性質上、運営スタッフとの距離感が近いことから、音響担当や物販担当等のアーティスト以外の音楽業界での仕事に興味を持つきっかけになることが期待できる。さらに、昨今厚木市内の公園に屯している高校生や大学生を、運営に協力できるように巻き込む事で、エネルギー溢れた若者たちのパワーを市の事業へ寄与させることで、達成感を味わってもらい、自分の存在やエネルギーによって感謝される喜びを感じるきっかけにもつなげていく効果が期待される。
6 役割分担	提案者の役割 花の公園でのライブの企画・運営 路上ライブ出演者の誘致及び選定 チラシ等の作成 市の役割 市内公共施設等への企画の周知 会場の確保
7 自主財源確保に向けた取組	引き続き、中町花の公園にて路上ライブを開催し、協力団体、企業におけるスポンサーを募るとともに、広告バナーを募集するなど、自主財源を確保することにより、4年目より自主運営に移行する。

8 事業計画 収支計画	2027年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・収入 2,110,000円 - うち市負担金 1,448,000円 - うち自主財源 662,000円 - 内訳：企業からの協賛金/662,000円 ・支出 2,110,000円
	2028年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・収入 2,110,000円 - うち市負担金 0円 - うち自主財源 2,110,000円 - 内訳：企業からの協賛金/1,000,000円 - バナー等への広告掲載1,110,000円 ・支出 2,110,000円
	2029年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・収入 2,110,000円 - うち市負担金 0円 - うち自主財源 2,110,000円 - 内訳：企業からの協賛金/1,000,000円 - バナー等への広告掲載1,110,000円 ・支出 2,110,000円
	2030年度	事業内容	中町花の公園での路上ライブ開催
		収支予算	・収入 2,110,000円 - うち市負担金 0円 - うち自主財源 2,110,000円 - 内訳：企業からの協賛金/1,000,000円 - バナー等への広告掲載1,110,000円 ・支出 2,110,000円

事業スケジュール

時期	内容
4 月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
5 月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
6 月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
7 月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
8 月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
9 月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
10月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
11月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
12月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
1 月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
2 月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）
3 月	開催に向けた会議および準備、出演者の申し込み受付・審査 中町花の公園で「路上ライブ」実施（月 1 ～ 2 回程度）

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)	1,448,000円	
事業収入		
	小計(B)	
団体負担金等(C)	662,000	協賛金
合計(D)=(A)+(B)+(C)	2,110,000	

(支出の部)

(単位：円)

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報酬費	270,000	プロデューサーへの報酬 60,000円/年間 出演者への報酬 90,000円/年間 音響エンジニアへの報酬 120,000円/年間 ※第1回目の実績報告の内容より積算しましたが、音響への報酬を追加しています。3年目ではプロの音響を頼む事により、音のクオリティを上げるとともにスキルを学び、スタッフの技術向上を考えております。
	消耗品費	56,400	ゴミ袋/結束バンド/両面テープ 29,400円/年間 ラミネートフィルム 3,000円/年間 灯油 4,000円/年間 掲示板用ポスター 20,000円/年間
	印刷製本費	30,000	チラシ10,000枚 20,000円 ポスター100枚 10,000円
	使用料及び賃借料	1,353,600	ライブの開催 109,500円×8回（4月～11月） 119,400円×4回（12月～3月） ・機材リース代（オペレーター代含む） 55,000円×12回 ・テント/長テーブル/イスリース/ゴミ箱代 5,500円×12回 ・オリジナルベンチ代 44,000円×12回 ・スポットヒーター代（冬季のみ） 9,900円×4回 ・車両費 5,000円×12回
	通信運搬費	100,000	予約システム保守費用 100,000円/年間
	小計(a)	1,810,000	
	小計(b)	300,000	
合計(c)=(a)+(b)		2,110,000	

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

2026年6月5日現在

No.	役職名	氏 名		生年月日				性別	住 所
		かな	漢字	元号	年	月	日		
1	委員長								
2	副委員長								
3	監事								
4	主務・会計								
5	主務補佐								
6	主務補佐								
ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。									
2026年6月5日									
団 体 名 あつぎストリートフェス実行委員会									
代表者氏名 望月 翔太									

あつぎストリートフェス実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、あつぎストリートフェス実行委員会（以下「委員会」という。）という。

(所在)

第2条 委員会の事務所は、
に置く。

(目的)

第3条 委員会は、音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) あつぎストリートフェス（路上ライブ）に関する事業
- (2) その他目的達成に必要な事業

(委員会)

第5条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。なお、委員会は必要に応じて委員の数を増やすことができる。

(役員及び職務)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人、主務・会計1人、主務補佐2人、監事1人の役員を置く。

- 2 委員長、副委員長、主務・会計、主務補佐、監事は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 主務・会計は、予算の執行及び経理を行う。
- 6 主務補佐は、主務・会計を補佐する。
- 7 監事は、実行委員会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、次の事項を協議し決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) その他必要な事項
- 3 委員長は、必要に応じて専門家等を会議に出席させ、助言等を求めることができるものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が別に定める。

附 則

この規約は、会の成立の日から施行する。

団体会員名簿

2026年6月5日現在

No.	役職名	氏 名		生年月日				性別	住 所
		かな	漢字	元号	年	月	日		
1	委員長								
2	副委員長								
3	監事								
4	主務・会計								
5	主務補佐								
6	主務補佐								
7	アドバイザー								
8	アドバイザー								
9									
10									
11									

令和 7 年度収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

項目		予算額 (ア)	決算額 (イ)	増減 (イ) - (ア)	摘要
市負担金 (A)		1,810,000	1,810,000	0	
雑収入			1,844	1,844	普通預金利息 8/18/¥493・2/16/¥1,351
事業収入				0	
				0	
	小計 (B)			0	
団体負担金等 (C)		300,000	298,156	△ 1,844	
合計 (D) = (A) + (B) + (C)		2,110,000	2,110,000	0	

(支出の部)

(単位：円)

区分	項目	予算額 (ア)	決算額 (イ)	増減 (イ) - (ア)	摘要
支援対象経費	報酬費	480,000	172,800	▲ 307,200	
	消耗品費		25,231	25,231	
	印刷製本費	120,000	183,136	63,136	
	使用料及び賃借料	990,000	1,177,600	187,600	
	手数料		2,530	2,530	
	通信運搬費	100,000	100,000	0	
	備品購入費	120,000	148,703	28,703	
	小計 (a)	1,810,000	1,810,000	0	
支援対象外経費	宣伝広告費	300,000	300,000	0	
				0	
				0	
				0	
	小計 (b)	300,000	300,000	0	
合計 (c) = (a) + (b)		2,110,000	2,110,000	0	

※ 収入合計 (D) と支出合計 (c) は、一致すること。

あつぎストリート フェスティバル事業

市民協働推進課

事業目的

音楽活動に励む若者により気軽に活動が行える場所を提供することで、若手アーティストを育成し、音楽文化の普及向上を図る。

また、本事業を展開することで、市内外からプロのミュージシャンを目指す若者たちが集まり、厚木市が目指す文化芸術の聖地づくりの一助になることが期待される

事業内容・成果

市内で活動している方はもちろん、路上ライブ界隈のSNS等で知名度があり、市外で活躍している若手アーティストに、厚木で路上ライブを開催する事が、魅力的な選択肢の一つになるように、定期的にライブを開催します。

◎開催概要

開 催 日： 毎月第三土曜日

開 催 時 間

春夏：17時30分～19時30分

秋冬：16時30分～18時30分

来 場 者 数： 約1000人



◎成果

- ・ 定期開催により音楽活動の継続的な機会を創出
- ・ 市内外から若手アーティストの流入を促進
- ・ 地域のにぎわい創出および交流機会の増加



収支決算

【収入の部】

区分	決算額	説明
市負担金	1,810,000円	
雑収入	1,844円	普通預金利息
団体負担金	298,156円	企業協賛
合計	2,110,000円	

収支決算

【支出の部】

区分	決算額	説明
報酬費	172,800円	プロデューサー・出演者への報酬
消耗品費	25,231円	結束バンド代・ゴミ袋代など
製本印刷費	183,136円	ステージバナー代・ロールバナー代
使用料及び賃借料	1,180,130円	音響機材・ベンチなどのリース費
通信運搬費	100,000円	SNS構築・運用費
備品購入費	148,730円	のぼり代・スタンド看板代など
宣伝広告費	300,000円	会場撮影費・動画作成費
合計	2,110,000円	

その他



2025年4月開催LIVEの様子



2025年6月開催LIVEの様子



2025年8月開催LIVEの様子



来場者様がキッチンカーに並ぶ様子



厚木市市民協働事業提案書

令和8年5月26日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団 体 名 厚木市体操協会

代 表 者 名 本 荘 浩 平

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☐ 1年目 ☐ 2年目 ☒ 3年目
4 事業概要	障がい者児童も参加できる「楽しい体操イベント」を行い「体操の魅力を伝え、厚木からオリンピックを輩出する」を目的として行動する。 体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えないキラキラ輝く明るい未来を築く
5 事業実施期間	2027年4月1日から2028年3月31日まで
6 事業費総額	1,490,000円
7 市が負担する額	1,090,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 収支予算書 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会計書類 ☐ その他（ ） ☒ 事業スケジュール ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会員名簿
9 担当者連絡先	氏 名 電話番号

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団体名 厚木市体操協会

代表者名 本莊 浩平

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事 業 名

トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。

2 提案の区分

☒ 市民提案型事業
 ☐ 行政提案型事業

3 提案年数

☐ 1年目 ☐ 2年目 ☒ 3年目

4 事業概要

障がい者児童も参加できる「楽しい体操イベント」を行い「体操の魅力を伝え、厚木からオリンピックを輩出する」を目的として行動する。

体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えないキラキラ輝く明るい未来を築く

5 事業実施期間

2027年4月1日から2028年3月31日まで

6 事業費総額

1,490,000円

7 市が負担する額

1,090,000円

8 添 付 書 類

☒ 企画書
 ☒ 事業スケジュール
☒ 収支予算書
 ☒ 役員等氏名一覧表
☒ 団体の会則等
 ☒ 団体の会員名簿
☒ 団体の会計書類
☐ その他（ ）

9 担当者連絡先

氏 名
電話番号

企画書

1 事業の分野	☒ 子育て ☒ 障がい者福祉 ☐ 生涯学習 ☐ 防犯 ☐ 基盤整備 ☐ 農業 ☒ スポーツ ☐ その他() ☐ 学校教育 ☐ 保健・医療 ☐ 人権・平和 ☐ 交通安全 ☐ 公園・緑地 ☐ 温暖化対策 ☐ 文化芸術 ☐ 地域福祉 ☐ 社会教育 ☐ 防災・減災 ☐ 都市・交通 ☐ 産業・労働 ☐ 循環型社会 ☐ 観光 ☐ 高齢者福祉 ☐ 市民協働 ☐ 消防・救急 ☐ 道路 ☐ 商業 ☐ 自然・生活環境 ☐ 魅力発信
2 事業の目的・必要性 解決を目指す地域課題	厚木市には、本格的な体操を行う施設がなく、ほとんどの子供たちが学校の体育の授業だけで本来の体操の魅力を知ることなく卒業していきます。 日本は体操大国です。厚木市からオリンピックを目指す後押しや支える事業を開催する必要がある。 ゆか・あん馬・つり輪・跳馬・平行棒・鉄棒の6種目を全て行う施設は厚木市にはありません。大会を実施することができません。是非とも施設の充実を希望します。
3 事業の内容	年に一度の「体操イベント」を行うことで、魅力ある体操を体験して、本格的な体操を知るキッカケづくりになるとともに、オリンピックメダリストの選手と直接触れ合うことにより、より具体的なイメージを感じてもらう。 一流選手による座学開催。心構えや考え方を学ぶ。
4 実施場所	厚木市内施設
5 期待される効果・成果	誰でも参加できる「体操イベント」で魅力ある体操を体験し、本格的な体操を知るキッカケづくりを行う。 厚木市からオリンピックを輩出し、厚木市の知名度向上に貢献できる
6 役割分担	提案者の役割 「体操イベント」に参加するための周知活動はもちろん、オリンピックとの関連企画イベントを実施する。 市の役割 「体操イベント」の周知及び会場施設の確保。 オリンピックとの関連企画イベントも同様。
7 自主財源確保に向けた取組	「体操イベント」の参加費の徴収や、協力団体・企業を募ることにより自主事業に移行する。

8 事業計画 収支計画	9年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピックによる座学」実施
		収支予算	・収入 1,490,000円 - うち市負担金 1,090,000円 - うち自主財源 400,000円 - 内訳 参加費 100,000円 - 企業協賛 300,000円 ・支出 1,490,000円
	10年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピックによる座学」実施
		収支予算	・収入 1,490,000円 - うち自主財源 1,490,000円 - 内訳 参加費 100,000円 - 企業協賛 1,390,000円 ・支出 1,490,000円
	11年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピックによる座学」実施
		収支予算	・収入 1,490,000円 - うち自主財源 1,490,000円 - 内訳 参加費 100,000円 - 企業協賛 1,390,000円 ・支出 1,490,000円
	12年度	事業内容	「体操イベント」実施 「オリンピックによる座学」実施
		収支予算	・収入 1,490,000円 - うち自主財源 1,490,000円 - 内訳 参加費 100,000円 - 企業協賛 1,390,000円 ・支出 1,490,000円

事業スケジュール

時期	内容
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	イベント告知チラシ・ポスター制作
8 月	イベント告知
9 月	イベント告知
10月	「体操イベント」
11月	イベント告知チラシ・ポスター制作 イベント告知
12月	イベント告知
1 月	新春座学 オリンピアンによる心構え
2 月	
3 月	

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		1,090,000	
事業収入	イベント参加費	100,000	500円×200人
	協賛・広告収入	300,000	
	小計(B)	400,000	
団体負担金等(C)			
合計(D)=(A)+(B)+(C)		1,490,000	

(支出の部)

(単位：円)

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	印刷製本費	120,000	屋内外兼用ポスター 300部
	印刷製本費	40,000	A4チラシ10,000部 2種類(10月、1月用)
	消耗品費	30,000	文具・用紙代
	報償費	600,000	オリンピック2名×@150,000円×2回 マネージャー同行
	人件費	90,000	イベントスタッフ1,000×90名(10月、1月)
	消耗品費	200,000	大会参加メダル200個
	使用料及び賃借料	220,000	跳び箱・マット・遊具のレンタル費など
	通信運搬費	130,000	上記器具の運搬費
	小計(a)	1,430,000	
支援対象外経費	保険料	60,000	イベント@300円×200名
	小計(b)	60,000	
合計(c)=(a)+(b)		1,490,000	

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

2026年 4月 1日現在

No.	役職名	氏 名		生年月日				性別	住 所
		かな	漢字	元号	年	月	日		
1	代表								
2	副代表								
3	副代表								
4	事務局								
5	会計								
6	監査								
ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。									
令和8年5月26日									
団 体 名 厚木市体操協会									
代表者名 本荘 浩平									

第1章

(名称及び目的)

第1条 本協会は厚木市体操協会と称し、事務局を[REDACTED]方に置く。

第2条 本協会の目標は、厚木市における新体操競技及び体操競技の普及・発展と、この競技を愛好する学生および子供達の競技力向上と健全な育成を図る。

第2章

(登録及び会員数の範囲)

第3条 登録は、団体として登録し(以下「登録団体」という。)、範囲は原則として厚木市において新体操競技・体操競技の活動をする団体とする。

(資格の取得)

第4条 会員になろうとする団体は、運営代表者が団体として加入する。

(資格の喪失)

第5条 申し出をした時とする。

(事業及び活動)

第6条 第2条に規定する目的を達成するため、体操競技・新体操各分野において事業及び活動を行う。

- ・企画運営は各分野で行う。
- ・年間の事業 新体操・体操イベント
- ・活動 登録団体が行うイベントに協会として出席する。

第3章

(会費及び額)

第7条 各登録団体は何度当初(4月)に、一団体につき5000円の会費を納入する。

第4章 役員

第8条 1、役員については、この協会を運営するにあたり、次の役員を置き役員会を組織する。

- | | | | |
|------|----|-----------|-----|
| ・代表 | 1名 | ・会計 | 1名 |
| ・副代表 | 2名 | ・事務局 | 1名 |
| ・監査 | 1名 | ・イベントスタッフ | 必要数 |

2、任期は5年とし、再選は妨げない。

(役員会)

第9条 役員会は本協会の運営に関わる諸事項を協議する。

第5章 総会

(開催・招集)

第10条 ・各年度に1回、行うものとし、開催時期は4～5月の間とする。

また、出席者は役員・スタッフ、登録団体代表1名とする。

(総会での決定事項)

第11条 ・規約及び細則の制定または改廃や事業計画や予算決算の認定に関する事、事業計画や予算決算の認定に関する事、および代表が特に重要と認める事項に関する事とする。

第12条 定数の2分の1以上の出席がなければ総会を開くことは出来ない。ただし、委任状の提出によって出席に代えることができる。

第13条 総会における議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第6章 会計

(経費)

第14条 運営に関わる経費は次に挙げたものとする。

- ・イベント運営費・お祝い
- ・スタッフ等への報償費(交通費を含む) またはその補助に充てる。
- ・その他雑費

(会計年度)

第15条 会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を持って終了する。

第7章 附則

第16条 本規約は、この協会の成立の日から施行する。

収支決算報告

2025 厚木市体操協会決算報告

2026/4/27

日時： 2026年4月27日（日）10：00-15：00（昼食含む）

場所： 事務局／XXXXXXXXXX

参加者： 6名（役員6名）

収入の部

項目	詳細	決算	単価	件数	決算	備考
市負担金		1,490,000				
参加費		128,000				
協賛費		0				
合計		1,618,000				

支出の部

項目	詳細	決算	単価	件数	決算	備考
印刷製本費		71,280				
印刷製本費		43,560				
消耗品費		71,198				
報償費		601,760				
人件費		57,000				
消耗品費		190,880				
賃借料		250,440				
通信運搬費		100,000				
保険料		55,708				
負担金返納金		177,000				
合計		1,618,826				
支出差額		▲826				

トップアスリートの実技指導や 講話を通じて、児童の「夢」を育み、 スポーツへの興味関心を高める事業

スポーツ魅力創造課

事業目的

誰もが参加できる「楽しい体操イベント」を行い、体操の魅力を伝え、**厚木からオリンピックを輩出**する



体操を通じて子どもたちの笑顔の絶えない**キラキラ輝く明るい未来**を築く



事業内容・成果①

市民協働事業 オリンピアンと一緒に体操しよう！

体操競技オリンピックである、坂本功貴元選手と亀山耕平元選手をお招きし、3歳～15歳を対象に体操教室を実施しました。

オリンピックメダリストの選手との交流を通じて、本格的な体操を知るきっかけづくりを行いました。

- ▶開催日
令和7年10月19日（日）
- ▶開催場所
南毛利スポーツセンター体育館
- ▶参加者数
第一部：心と体の発達がきになる児童対象（知的・発達がい児）147人
第二部：109人

厚木市体操協会 きらり★はーと ジュンスポーツ

今秋 スポーツフェス開催!

開催日 2025年10月19日(日)

開催場所 南毛利スポーツセンター体育館 (厚木市高森西1-27-1)

参加費 500円(保険料含む)

応募方法 厚木市公式LINEはお電話からご予約となります。

【LINEでの応募手順】

- 右のQRコードから「厚木市公式LINE」を友達追加。
- メニューボタンから「講座」を選択し、予約する。をクリック。
- LINEのメッセージ欄に合わせ、お名前等の登録を進めて。
- 「講座方法を選択してください」から「講座番号」から探す。をクリック。
- ご希望の「5桁の講座番号」を入力してください。
- 00752 スペシャルキッズ 00753 スポーツキッズ
- こちらの講座番号を入力し、詳細を確認して予約完了となります。

【お電話での応募は】 ☎046-280-5800(ジュンスポーツ)

坂本 功貴
2020年 東京五輪
体操競技団体 銀メダル

亀山 耕平
2020年 東京五輪
体操競技個人総合 金メダル

1部 10:00～12:00 定員100名 先着順
スペシャルキッズ
10:00～開会式
10:05～東屋あいさつ
10:15～東屋で体操の体験と親子で運動あそび
10:45～東屋止め決戦(体操コートVSオリンピック)
11:00～オリンピックと一緒に体操をしよう
11:45～写真撮影もメダルもサイン色紙プレゼント
12:00～閉会式

2部 14:00～16:00 定員100名 先着順
スポーツキッズ
14:00～開会式
14:05～東屋あいさつ
14:15～東屋で体操の体験と親子で運動あそび
14:45～東屋止め決戦(体操コートVSオリンピック)
15:00～オリンピックと一緒に体操をしよう
15:45～写真撮影もメダルもサイン色紙プレゼント
16:00～閉会式

主催：厚木市体操協会(神奈川県厚木市南田3028) (共同開催：きらり★はーと・ジュンスポーツ)

事業内容・成果②

新春 トップアスリートの講話と実技指導

体操競技オリンピックである、坂本功貴元選手と亀山耕平元選手をお招きし、小中学生とその保護者を対象に、体操選手を目指した理由やオリンピックでの経験等についてお話いただきました。

また講話の後に実施した前回りの実技指導では、自分で考えながら取り組むことの大切さをご教示いただきました。

- ▶開催日
令和8年2月8日（日）
- ▶開催場所
東町スポーツセンター第1体育館
- ▶参加者数
36人

厚木市体操協会 きらり★はーと ジュンスポーツ

新春 トップアスリートの講話と実技指導

開催日 2026年2月8日(日) 11:00-12:30

開催場所 東町スポーツセンター第1体育館(厚木市東町2-1)

対象学年 小中学生 50名～100名、お父さん、お母さん

参加費 無料 (先着順となります)

応募先 ☎046-280-5800(ジュンスポーツ)

坂本 功貴
2020年 東京五輪
体操競技団体 銀メダル

亀山 耕平
2020年 東京五輪
体操競技個人総合 金メダル

内容：講話・実技

講話 オリンピックに出場した経験をもつ講師自身の体操選手を目指した理由や、小中学生時代の自身の様子、楽しかったことや、乗り越えられた時の経験、オリンピックに出場した時の感覚やオリンピックの素晴らしさ

実技 ・簡単な実技
・自分ならではの前回の実技指導
(自分で考えながら取り組むことの大切さを教示して)

当日の日程

- ・講話30分
- ・実技5分
- ・実技指導30分
- ・質疑応答15分
- ・記念写真撮影10分
(時間がある限りご参加)

主催：厚木市体操協会(神奈川県厚木市南田3028) (共同開催：きらり★はーと・ジュンスポーツ)

収支決算（収入の部）

区分	決算額	説明
市負担金	1,313,000円	
参加費	128,000円	参加費500円×256名
企業協賛費	0	
団体負担金	826円	
合計	1,441,826円	

収支決算（支出の部）

区分	決算額	説明
印刷製本費	114,840円	ポスター・チラシ製作費
消耗品費	262,078円	のぼり旗スタンド、色紙、メダル等購入費
報償費	601,760円	講師謝礼
人件費	57,000円	イベントスタッフ
使用料及び賃借料	250,440円	跳び箱、マット等レンタル
通信運搬費	100,000円	跳び箱、マット等運搬
保険料	55,708円	
合計	1,441,826円	

市民協働事業 オリンピアンと一緒に体操しよう！



新春 トップアスリートの講話と実技指導



厚木市市民協働事業提案書

令和8年6月4日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団 体 名 フードパントリーえんむすび

代 表 者 名 毛木 宏美

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	地域子育て支援プラットフォーム運営事業
2 提案の区分	☒ 市民提案型事業 ☐ 行政提案型事業
3 提案年数	☐ 1年目 ☒ 2年目 ☐ 3年目
4 事業概要	1. 子育て支援情報サイト「地域子育てカレンダー」の拡充と活用 2. 「子育て相談会」の土日開催 3. 子育て支援団体の連携強化と育成 「地域子育てカレンダー」で地域支援活動の情報を集約し子育て世帯へ周知するとともに、土日開催の「子育て相談会」にて支援や居場所を必要とする世帯との直接的な接点を作る。
5 事業実施期間	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで
6 事業費総額	681,000円
7 市が負担する額	612,000円
8 添付書類	☒ 企画書 ☒ 事業スケジュール ☒ 収支予算書 ☒ 役員等氏名一覧表 ☒ 団体の会則等 ☒ 団体の会員名簿 ☒ 団体の会計書類 ☒ その他 (活動案内パンフレット)
9 担当者連絡先	氏 名 電話番号

企画書

1 事業の分野	■子育て □障がい者福祉 ■生涯学習 □防犯 □基盤整備 □農業 □スポーツ □その他() □学校教育 ■保健・医療 □人権・平和 □交通安全 □公園・緑地 □温暖化対策 □文化芸術 ■地域福祉 ■社会教育 □防災・減災 □都市・交通 □産業・労働 ■循環型社会 □観光 □高齢者福祉 ■市民協働 □消防・救急 □道路 □商業 □自然・生活環境 □魅力発信
2 事業の目的・必要性 解決を目指す 地域課題	【1】生活に困りごとのある子育て世帯と、毎月のフードパントリーや居場所づくりを通して対面してきた中で、子育てや生活に課題を抱えながらも相談機会を得られていない「見えない困窮世帯」が少なくないことを実感してきた。 【2】現代は日々の情報量が多く、生活や子育てに課題を抱える世帯ほど日常的に余裕がない傾向があり、必要な子育て支援等の情報にたどり着く力や収集力が乏しくなりやすい。 【3】子育てにおける悩みは「不登校」「発達」「引きこもり」など、年々複雑多様化しており、食や学習の支援に留まらない包括的なフォローが求められているが、これらを行政のみで完結させることは困難であり、地域コミュニティが連携して支え合う「多角的なフォロー体制」の構築は急務である。 【4】事業初年度の生活相談会を実施する中で、突発的な離職や入院等で頼る先がなく食生活に急を要する課題を抱える家庭が散見された。特にミルクや離乳食等、食事内容が限定される乳児を持つ家庭における食のフォロー体制の必要性を感じている。
3 事業の内容	1. 子育て支援情報サイト「地域子育てカレンダー」の拡充と活用 【1】事業初年度に構築した、子育て支援活動に関する情報（こども食堂、フードパントリー、学習支援、不登校の会、地域の居場所活動など）を集約したプラットフォーム「地域子育てカレンダー（以下、子育てカレンダー）」の運営を行う。 【2】厚木市内で子どもや子育てに関する支援活動、居場所づくり等を行っている個人や団体、事業者を随時募集、取材し、適宜「子育てカレンダー」に活動情報を掲載する。 【3】「子育てカレンダー」の情報を、行政の窓口や学校、保

	健センター等でも活用してもらえようパンフレット化するなどの周知を図り、官民双方向で情報を流通させる。 2. 「子育て相談会」の土日開催 【1】毎月、フードパントリーと同時に「子育て相談会（以下、相談会）」を開催し、誰にも相談できない、頼る先がない（あっても物理的に頼ることが難しい）等の子育て世帯との新たな接点を作り、行政や専門窓口への相談に至らない悩みや課題を吐き出せる居場所を提供する。 【2】子育て世帯には平日仕事をしている家庭も多く、悩みを抱えていても相談に行けないケースがあるため、土曜日（場合によっては日曜日）開催で行う。 【3】初回面談時に公式LINEに登録してもらい、継続的な関わりを持ちながら、各家庭が必要とする支援や居場所の情報を提供する。個別の相談や問い合わせにも365日対応する。（申請時点で371世帯が登録） 【4】突発的な離職や入院等で子どもの食生活に急を要する課題を抱える家庭が見られた場合、民間だからこそのスピード感のある食のフォローを行う。しかしながらミルクや離乳食等はフードドライブ品で流通する頻度が極めて低い一方で、乳児の成長発達には必要不可欠なものであるため、入手が難しい特定の食品に関しては購入支援を行う。 3. 子育て支援団体の連携強化と育成 【1】「子育てカレンダー」に掲載された支援団体と連絡が取りたい個人や団体、事業者があれば、えんむすびが窓口となり希望する団体へつなぐ等、団体間のマグネットとの役割を果たす。 【2】活動を立ち上げたい個人や団体からヒアリングを行い、把握している子育て支援団体とのマッチングを実施する。
4 実 施 場 所	自団体事務所、厚木市内の公民館等公共施設
5 期 待 さ れ る 効果・成果	1. 必要な支援へのスムーズな接続 子育てにおける支援活動の情報を集約して提供できるため、課題を抱える家庭それぞれが適切な情報にたどり着きやすくなり、問題の早期解決が期待できる。 2. 地域の支援活動の可視化と活性化 「子育てカレンダー」により、これまで知られていなかった地域の支援活動が一覧化・可視化されるため、子育て世帯に情報を届けるだけでなく、新たな支援活動やボランティア希望者にも届きやすくなり、地域全体の子育て支援活動が活発化する。

	3. 地域における支援体制の強化と効率化 「子育てカレンダー」の運営を通し、民間団体だけでなく、行政機関や社会福祉協議会、民生委員など多様な主体と連携していくことで、子育て世帯が抱える困りごとへの支援やフォロー体制がより強化され、それぞれの強みを生かした効率的な支援体制が構築できる。 4. 相談へのアクセス向上と孤立の解消 平日の相談が難しい子育て世帯も土日なら「相談会」に参加でき、民間の相談員だからこそ知人に話すような感覚で相談に対するハードルを下げることで、孤立した状況にある家庭が悩みを打ち明けられる場所を地域に増やすことができる。 5. 保護者の心身の緩和と子どもの健全な育成への貢献 「相談会」を入口にした見守り活動を通じて早期に課題を発見し、適切な支援につなげる。特に子どもの成長に寄与する「食のフォロー」に関して私達は、迅速な対応が可能である。心配事を減らし、保護者の心身を緩和することで、子ども達の健やかな成長につなげる。
6 役 割 分 担	提案者の役割 【1】子育てカレンダー ・三つ折りパンフレット作成 ・プラットフォームの運営・更新作業 ・掲載する子育て支援団体の情報収集、活動内容の精査 ・掲載後の利用アンケートの実施 ・個人や団体からの問合せ窓口対応 ・行政窓口で活用しやすい形式での情報提供（デジタル・チラシ等） 【2】相談会 ・会の開催 ・チラシ作成 ・相談事案の記録 ・各家庭にあわせた支援情報の提供 ・専門支援窓口への誘導 ・子育て世帯の突発的な生活困窮時の食支援 市の役割 【1】子育てカレンダー ・子育て支援団体情報の募集窓口の設置 ・三つ折りパンフレット配布、配架の協力 ・広報誌への掲載 【2】相談会

	・周知チラシ配布、配架の協力 ・広報誌への掲載
7 自主財源確保に向けた取組	・会報誌の発行：寄付支援者への感謝と活動報告を兼ねた会報誌を年1回発行し、寄付支援者とのエンゲージメントを深める。 ・企業協賛の強化：地域の支援団体と協働でイベントや活動説明会を実施し、協賛の呼びかけを実施する。 ・民間財団や自治体が公募する助成金・補助金について、常に最新情報を収集し、団体の活動内容と合致するものがあれば積極的に申請を行う。 ・子育てカレンダーへの有料掲載・広告モデルの検討：活動に賛同する地域企業のバナー広告、有料掲載枠の設置を検討する。

8 事業計画 収支計画		事業内容	・相談会の実施 ・相談会チラシ作成、配布 ・子育てカレンダー運営 ・三つ折りパンフレット作成 ・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材 ・会報誌の作成、発送
		収支予算	・収入 681,000円 - うち市負担金 612,000円 - うち自主財源 69,000円 - 内訳 団体負担金 19,000円 - 事業収入 20,000円 - 寄付支援金 30,000円 ・支出 681,000円 - 報償費 60,000円 - 人件費 60,000円 - 消耗品費 30,000円 - 印刷製本費 25,000円 - 通信運搬費 100,000円 - 食糧費 120,000円 - システム運営費 246,000円 - 備品購入費 40,000円
	令和9年度		
	令和10年度	事業内容	・相談会の実施 ・相談会チラシ作成、配布 ・子育てカレンダー運営 ・三つ折りパンフレット作成 ・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材 ・会報誌の作成、発送

		収支予算	・収入 539,000円 - うち市負担金 431,000円 - うち自主財源 108,000円 - 内訳 団体負担金 28,000円 - 事業収入 50,000円 - 寄付支援金 30,000円 ・支出 539,000円 - 報償費 60,000円 - 人件費 80,000円 - 消耗品費 30,000円 - 印刷製本費 25,000円 - 通信運搬費 124,000円 - 食糧費 120,000円 - システム運営費 100,000円
		事業内容	・相談会の実施 ・相談会チラシ作成、配布 ・子育てカレンダー運営 ・三つ折りパンフレット作成 ・掲載する子育て支援団体の情報収集、取材 ・会報誌の作成、発送
	令和11年度	収支予算	・収入 539,000円 - うち市負担金 0円 - うち自主財源 539,000円 - 内訳 団体負担金 39,000円 - 事業収入 50,000円 - 助成金 400,000円 - 寄付支援金 50,000円 ・支出 539,000円 - 報償費 60,000円 - 人件費 80,000円 - 消耗品費 30,000円 - 印刷製本費 25,000円 - 通信運搬費 124,000円 - 食糧費 120,000円 - システム運営費 100,000円

事業スケジュール

時期	内容
4月	相談会チラシ 作成、配布
5月	
6月	
7月	三つ折り パンフレット 作成
8月	
9月	
10月	掲載する子育て支援団体の情報収集、取材 「地域子育てカレンダー」運営
11月	
12月	
1月	会報誌作成 発送
2月	
3月	

収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		612,000	
事業収入	事業収入	20,000	バナー広告（@10,000×2件）
	小計(B)	20,000	
団体負担金等(C)		49,000	団体負担金:19,000円/寄付支援金:30,000円
合計(D)=(A)+(B)+(C)		681,000	

(支出の部)

(単位：円)

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
	報償費	60,000	傾聴指導・相談従事者等5,000円／人、年間12回
	人件費	60,000	1回1,000円／人、年間60回分 相談会対応、食品配送、団体取材等
	消耗品費	30,000	印刷用トナー、印刷用紙、バインダー等
	印刷製本費	25,000	相談会チラシ3,000部（8,000円）、会報誌200部（7,000円）、子育てカレンダー周知チラシ4,000部（10,000円）
	通信運搬費	100,000	公式LINE契約料5,500円×12か月（66,000円）、電話料金2,000円×12か月（24,000円）、切手・クリックポスト等（10,000円）
	食糧費	120,000	配布用食品（粉ミルク・離乳食等）3,300円×3世帯分（約10,000円）×12か月
	システム運営費	246,000	サーバー・ドメイン維持8,000円×12か月（96,000円）、サイト修正150,000円
	備品購入費	40,000	のぼり旗、ポール、注水台（10,000円）、キャノンモバイルプリンター（30,000円）
	小計(a)	681,000	
支援対象外経費			
	小計(b)		
合計(c)=(a)+(b)		681,000	

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

役員等氏名一覧表

令和8年5月18日現在

No.	役職名	氏 名		生年月日				性別	住 所
		かな	漢字	元号	年	月	日		
1	代表兼 会計								
2	副代表								
3									
4									
5									
ここに記載された全ての者は、本申請の欠格事由に該当するか否かを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。 令和8年6月4日 団 体 名 フードパントリーえんむすび 代表者氏名 毛木 宏美									

フードパントリーえんむすび定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この団体はフードパントリーえんむすび（以下「本団体」という）と称する。

(目 的)

第2条 本団体は、核家族化が進む昨今で、孤立しやすいひとり親世帯が一人ひとりの自分らしさを尊重し、多様な生き方、多様な家族のあり方が認知されるよう、ひとり親がひとりで背負う重責を地域全体で担える仕組みを作るとともに、孤独や孤立に繋がしやすい子どもの貧困に対し食の支援を入口にすることで接点を作り、サポートが必要な家庭と自治体とを繋ぐ活動として、地域社会全体に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) フードパントリー活動
- (2) フードドライブ活動
- (3) 子ども食堂・子育て広場など居場所の提供
- (4) その他目的を達成するための活動

(事務所)

第4条 本団体の事務所は、代表者自宅に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の種類)

第5条 本団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 代表代行 1名
- (3) 会計 1名

(職務)

第6条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表 本団体を代表し、業務を総理する。
- (2) 代表代行 代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計 出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(代表代行および会計役員の選任に関する特例)

第7条 代表代行および会計役員の選任について、適任者がいない場合は、当該役職に関する権限および業務を代表が一任して執行することができるものとする。

(任期)

第8条 本会役員の任期は、1年とし、再任をさまたげない。

2 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第9条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、代表がこれを解任することができる。この場合その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(職員)

第10条 この団体の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表が任免する。

第3章 会計

(会計年度)

第11条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(財政)

第12条 本団体の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

附則

1 この定款は、本団体成立の日から施行する。

(附則)

この規約は、令和4年4月16日から実施する

2 この規約の変更は 令和5年1月5日から施行する。

フードパントリーえんむすび 名簿

2026年4月1日現在

No.	氏名	住所	役職等
1			代表
2			代表代行
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

令和7年度 フードパントリーえんむすび 収支決算報告書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

収入決算 額： 3,047,565	支出決算額： 2,767,620	差引残高： 279,945
----------------------	------------------	---------------

収入の部

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
	(A)	(B)	
会費	0	15,000	
寄附金	700,000	1,047,980	
助成金	300,000	1,527,000	厚木市社会福祉協議会／厚木市／さわやか福祉財団／WE21ジャパン厚木／フローレンス
雑収入	0	33,800	ワークショップ参加費3回分（8月、11月、12月）
繰越金	423,785	423,785	
合計	1,423,785	3,047,565	

支出の部

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	摘要
	(A)	(B)	
賃借料	360,000	375,800	事務所賃料／おやこ食堂会場使用料
水光熱費	36,000	19,197	事務所使用
通信費	66,000	61,988	公式LINE使用料、携帯通話料
交通費	300,000	210,120	ボランティア交通費
消耗品費	12,000	25,524	事務用品、消耗備品等
印刷製本費	36,000	20,843	パンフレット2,000部、開催チラシ印刷等
燃料費	36,000	18,000	運搬時ガソリン代
保険料	10,000	8,980	ボランティア保険、行事用保険
謝金	0	47,110	
雑費	20,000	239,771	ティラミス社外注
創立費（積立金）	124,000	0	
会費	0	12,800	
会議費	0	18,355	
支援費（食材費）	0	1,667,483	支援物資購入
運搬費	0	40,649	
租税公課	0	1,000	
合計	1,000,000	2,767,620	

差引残高 279,945 円は、令和8年度に繰越いたします。



食品無料配布

フードパントリー

子育て中のひとり親世帯等を対象に
月に一度、お米・缶詰・インスタント食品などの
無料配布を行っています。

- ◆事前登録が必要です（匿名利用不可）
 - ◆食品の受取は予約制です（ただし、緊急の方はご連絡ください）
 - ◆開催日時・場所などの詳細は、ホームページやSNSでご案内しています
- ※生活保護受給世帯は利用できません

お気軽にお問い合わせください



フードパントリー
えんむすび

＼お申し込みは 公式LINEから／

ホームページやSNSで活動風景などをお知らせしています



ホームページ



Instagram



公式LINE

えんむすびはこんな活動団体です



私たちは「食を通したつながり作り」をミッションに掲げ、現代社会で深刻化している「孤立」と「つながりの希薄化」の課題に焦点を当て、その解消に取り組んでいます。

活動の中心にあるのはフードパントリーです。食支援が必要な方々に食品を届けます。けれど、私たちは配布の場を単に「物を渡す」だけでなく、来場される方々との交流の場として、親子が安心して立ち寄れる「居場所」にしたいと思っています。食品をお渡しする際に交わす何気ない会話や、ボランティアとして関わる地域の方々との協力体制が、みなさんとの「つながり」を育むものになることを願っています。

誰もが誰かの役に立てる社会へ



私たちは、人と地域がつながることが、その人の「生きやすさ」に直結すると強く信じています。私たちが目指すのは「人と地域がつながり、お互いさまのやさしさと笑顔が共有される社会」です。そして「孤立や孤独を抱える人が、人のあたたかさに触れることのできる社会」でありたいと願っています。最終的には、支援や援助をする側、受ける側という垣根を無くし、「誰もが誰かの役に立てる社会」を実現することが私たちの目標です。食という入口から、地域の人々が互いに支え合い、笑顔で暮らせる未来を築くために、小さい一歩から活動が続けていきます。

なぜ、ひとり親世帯が対象なの？

近年、日本での離婚率は急速に上昇しています。子どもの貧困は特にひとり親世帯に多く、父子世帯よりも6倍多い母子世帯においては労働条件等を原因に子どもの貧困が起こりやすいという統計が出ています。「孤独な子育てはしんどい。でもつながって支え合えたら少しラクになるかもしれない。そのためにできることを小さなことから始めたい」そんな想いから、まずは孤立しやすいひとり親世帯へ食の配布を通してつながり作りを行っています。



利用世帯の感想

- ・今の家庭事情では、お菓子は贅沢品なので気軽に買えません。お菓子が沢山いただけて子供も喜んでいました。ありがとうございます。
- ・毎月「これはいただいた食品だよ」と親子で感謝しながら食事をしています。
- ・物価高のため、スーパーに出向いた際に欲しいものを我慢することが多く、自分ではあまり手に取れない食品をたくさんいただけて、すごく嬉しかったです。
- ・毎回、食品だけでなく人の優しさに触れる事で、頑張ろうという気持ちにさせてもらっています。子供達にも、人に優しく手を差し伸べられる人になってほしいと思います。
- ・母子家庭は節約の日々です。ほんの些細な、他の家庭では何でもない事でも節約しながら暮らしています。外食なんて年に何回できるか…。今回、大好きな飲食店のお弁当を家族で食べられて本当に美味しく幸せでした。

厚木市市民協働提案事業

子育て・生活相談会

子育て世帯をサポートする相談員が、子育てや生活の悩みなどをお聞きします
厚木市内の子育て世帯はどなたでも参加できます

こんなお悩みありませんか？

親子間で問題を抱えている
子どものことで悩んでいる
うちの子だけ違う気がする

悩んでいるけれど
どこに相談したらいいか
わからない



心身に不調がある
人とうまく付き合えない
話を聞いてほしい

収入が不安定
家計の管理ができない
課題の整理が苦手



申込は随時受付中です

※参加無料／事前予約制

開催日時・場所の詳細は
ホームページにてご確認ください

相談会の内容やご状況により、食品類のお渡しも行っています

おやこの広場 同時開催

お子さんも一緒にお越しいただけます。
相談中、ボランティアスタッフ
と遊びながら過ごすことができます

\\ ホームページは
こちらから //



【主催】フードパントリーえんむすび・厚木市

お問い合わせ：090-3738-0539（担当：毛木・高橋）

フードパントリーえんむすび

検索

「えんむすび」ってどんな団体？



私たちは、厚木市で食の配布や居場所づくりを行っているボランティア団体です。
相談員も同じ街で暮らす市民の一人。
専門家へつなぐ架け橋として、まずはあなたのお話を丁寧に伺います。



相談当日のイメージ



お子さんと一緒でも安心

相談中、お子さんはボランティアスタッフと別スペースで楽しく遊べます



プライバシーにも配慮

個別のお部屋で対応しますので、お話の内容が外に漏れることはありません



おみやげのお渡しも

ご相談内容やご家庭の状況に合わせて
お米やレトルト食品、お菓子などの詰め合わせをお渡し



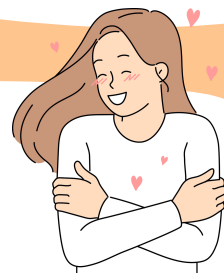
生活相談会のQ&A

Q：どんな小さな悩みでも相談していいの？

A：もちろんです。「誰かに話を聞いてほしい」それだけでも立派な理由です。

Q：お金はかかりますか？

A：参加はすべて無料です。事前予約制ですので、お気軽にお申込みください。



お気軽にご相談ください

生活相談会のほか、「おやこの広場」や「軽食提供」も行っています
会場の様子はInstagram等、各種SNSでご確認いただけます

審査委員氏名

委員

団体名		採点結果
提案事業名		可 ・ 否

【二次審査項目】

No.	項目	審査のポイント	点数
1	必要性	地域や社会の課題を的確に捉え、市民協働事業として実施することで、地域課題の解決につながるか。	/ 5
2	先駆性	市民活動団体の特性をいかした柔軟な視点での事業内容か。	/ 5
3	実現性	市民活動団体の知識や経験をいかし、計画的で、事業実施期間内に達成できる年間スケジュールが立案されているか。	/ 5
4	発展性	提案された事業は、今後の成果の広がりと継続が期待できるか。	/ 5
5	役割分担 費用の妥当性	行政と市民活動団体の役割分担が明確であり、事業実施するための適正な経費が積算されているか。	/ 5
6	団体の実施能力	市民活動団体として自立し、事業を遂行する組織体制等が整っており、問題解決能力があると認められるか。	/ 5
合計			/ 30

※18点以上を可とする。

■配点基準

評価	非常に 評価できる	十分に 評価できる	評価できる	評価できるが 不十分	評価できない
点数	5	4	3	2	1

意見等(1点又は5点の採点がある場合は、その理由を御記入ください。)

令和9年度市民協働提案事業 第二次審査質問事項

委員

No.	事業名(団体名)	質問事項
1	あつぎストリートフェス (あつぎストリートフェス実行委員会)	
2	トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める。 (厚木市体操協会)	
3	地域子育て支援プラットフォーム運営事業 (フードパントリー えんむすび)	

市民協働推進課宛てに9月9日(水)までに提出をお願いします。
【FAX】046-221-0260 【メール】2800@city.atsugi.kanagawa.jp
【問合せ】市民協働推進課 西村・高橋 046-225-2101(直通)

令和 7 年度
厚木市市民協働推進条例
運用状況報告書

厚木市
市民交流部 市民協働推進課

目 次

はじめに	1
第1条（目的）	2
第2条（定義）	2
第3条（基本原則）	3
第4条（市民による市民協働の推進）	3
第5条（市民活動団体の役割）	3
第6条（市等の責務）	4
第7条（市民協働事業）	6
第8条（人材育成等）	9
第9条（推進体制の整備）	11
第10条（市民協働推進基金の設置）	13
第11条（市民協働推進委員会）	14
第12条（評価等）	15
第13条（委任）	15

はじめに

厚木市市民協働推進条例は、厚木市自治基本条例に規定されている自治の基本理念である「協働による自治」を着実に推進し、誰もが分かりやすく、実行性あるものとするため、市民協働のルールとして、平成24年10月11日に施行されました。この市民協働推進条例は、市民協働に関する基本的事項や役割等を規定し、市民協働によるまちづくりを推進することを目的としています。

条例は、制定するのみでなく、盛り込まれた各規定に基づき、積極的に取り組むことによって、初めてその真価を発揮します。市民協働推進条例では、条例に基づく取組の実行性を担保するため、第11条第1項において「市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。」と規定し、さらに、同条第2項において「市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない」と定めています。

本報告書は、市民協働推進条例第11条第2項の規定に基づき、令和7年度の市民協働推進条例の運用状況を市民協働推進委員会に報告するものです。

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定め、並びに市民、市民活動団体及び市の役割等を明らかにすることにより、市民協働によるまちづくりの推進（以下「市民協働の推進」という。）に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民協働 自治基本条例第3条第4号に規定する協働を担うもののうち、市民及び市長等（以下「市民協働の担い手」という。）が、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、及び協力することをいう。
- (2) 市民協働事業 市民協働により実施する事業をいう。
- (3) 市民活動団体 自治基本条例第3条第6号に規定するコミュニティ団体その他の団体で、営利を目的とせず、市民協働に取り組む団体をいう。ただし、次に掲げる活動を行う団体を除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - エ 公益を害するおそれのある活動

(基本原則)

第3条 市民協働の推進の基本原則（以下「基本原則」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民協働の担い手は、それぞれが対等な立場であること。
- (2) 市民協働の担い手は、それぞれが相互に依存することなく、その自主性を発揮すること。
- (3) 市民協働の担い手は、それぞれの特性を理解し、及び尊重し、並びに役割分担を明確にすること。
- (4) 市民協働の担い手は、それぞれが共通する目的の下にその力を結集すること。
- (5) 市民協働の担い手は、それぞれが必要な情報を公開することにより、公正性及び透明性の確保に努めること。

(市民による市民協働の推進)

第4条 市民は、基本原則の理解の下、市民協働の推進に参加することができる。

- 2 市民は、市民協働事業を通じ、まちづくりの主体として行動することができる。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、市民協働の推進に当たっては、その専門性、特性等を十分に活用するよう努めるものとする。

- 2 市民活動団体は、適正な団体運営を行うとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、他の市民活動団体と連携し、及び協力することにより、市民協働の推進に努めるものとする。

(市等の責務)

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

運用状況

1 総合計画（協働に係る部分の一部抜粋）

(1) 第10次厚木市総合計画基本構想（計画期間：R3～R14）

ア 今ある私たちの暮らしやまちの景色、地域に根差す様々な文化や伝統は、先人が協働により築き上げてきたかけがえのない厚木らしさです。

イ 将来都市像の実現に向け、六つのまちづくりのビジョンにより、まちづくりの方向性を定めます。

市民・事業者・行政は協働して、このビジョンに沿って行動します。

(2) 第10次厚木市総合計画第1期基本計画（計画期間：R3～R8）

ア 地域コミュニティ団体やボランティア団体等の活動を支援するとともに、多様な主体がまちづくりに関わる市民協働によるまちづくりを進めます。

イ 多様化する地域課題の解決に向け、ボランティア団体等の活動支援や担い手の育成等に取り組み、市民協働によるまちづくりを一層推進します。

(3) 第10次厚木市総合計画第2期実施計画（計画期間：R6～R8）

ア 市民活動推進事業

イ 市民対話事業

ウ 市民協働推進事業

エ SDG s 推進事業 ほか

※ 令和8年度から第11次厚木市総合計画へ移行

2 市民活動団体への財政的支援

市民協働の担い手である市民活動団体の運営及び公益性の高い事業に対し、補助金等を交付することにより、その活動の活性化を図りました。

【令和7年度実施実績】

- (1) 市民活動推進補助金（12団体）
- (2) 自治会活動補助金（213自治会）
- (3) 食品ロス削減対策事業交付金
- (4) 厚木市通いの場開設交付金
- (5) 全国県人会連合会活動補助金
- (6) 地区地域福祉推進委員会交付金（15地区）
- (7) 身体障害者福祉協会補助金 など 計46事業

3 ボランティアに関する相談

ボランティア活動に悩みを抱えている団体や、ボランティアに興味を持つ方からの相談に対し、助言等を行いました。

【令和7年度実施実績】

- (1) 市民活動サポート業務委託 290件（参考 令和6年度250件）
- (2) ボランティア相談員及び職員による相談件数 8件（参考 令和6年度 5件）

4 市民協働に関する職員研修

市民協働についての認識を深め、市職員一人一人の意識改革を図るため、職員研修を実施しました。

【令和7年度実施実績】

(1) 市民協働研修講座

- ア 対象者 入庁6年目のうち指名した職員
- イ 開催日 令和8年2月5日
- ウ 受講者数 31人
- エ 内容 厚木市の考える協働とは、その事例の紹介
協働の視点、協働の改善、協働の提案＋ワークショップ

(2) 派遣研修

ア 市町村職員中央研修所

- (ア) 対象者 市民協働推進課職員
- (イ) 開催日 令和7年6月30日～7月4日
- (ウ) 受講者数 1人
- (エ) 内容 住民協働による地域づくり

イ 市町村職員中央研修所

- (ア) 対象者 市民協働推進課職員
- (イ) 開催日 令和7年9月24日～9月26日
- (ウ) 受講者数 1人
- (エ) 内容 全国地域づくり人財塾

5 市民協働の推進に参加しやすい仕組みづくり

市民の皆さんや市民活動団体が市民協働によるまちづくりの推進に参加しやすい仕組みとして設けている制度を運用しました。

【令和7年度実施実績】

- (1) 市民協働事業提案制度
- (2) まち美化パートナー制度
- (3) 市民協働推進基金
- (4) 厚木市指定NPO法人制度
- (5) 市民活動団体登録制度
- (6) 自治会加入促進 など

運用状況	☐ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	

(市民協働事業)

- 第7条** 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。
- 2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。
- 3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。
- 4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。
- 5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

1 市民協働事業の実施形態

様々な形態により、市民協働事業を実施しました。

【令和7年度実施実績】

(1) 共催	50事業(+5)
(2) 後援	281事業(+8)
(3) 実行委員会・協議会等	114事業(-1)
(4) 委託	39事業(+12)
(5) 研究会・懇話会・政策提言等	4事業(±0)
(6) 事業協力	25事業(±0)
(7) 補助金等	45事業(±0)
合計	558事業(+24)

※()は前年度からの増減

2 提案できる市民協働事業

市民協働の担い手が、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる制度として、市民協働事業提案制度やまち美化パートナー制度等があります。

《市民協働事業提案制度》

市民協働事業提案制度は、市民活動団体の専門性をいかした公益的な事業の提案を公募し、団体と市が連携・協力して、事業を実施する制度です。

本制度には、市民活動団体が企画提案を行う市民提案型協働事業と、あらかじめ市がテーマ、計画及び事業等の概要を示し、それを基に、市民活動団体が企画提案を行う行政提案型協働事業の2種類があります。

令和7年度は、7事業を実施しました。

また、令和8年度市民協働提案事業の募集・採択をしました。

【令和7年度実施実績】

(1) 市民提案型

- ア カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクト2025
- イ あつぎ夢プロジェクト
- ウ 厚木かるた大会
- エ ハーモニカのまち復興プロジェクト
- オ 多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業
- カ トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める
- キ あつぎストリートフェス

(2) 行政提案型

なし

【令和 8 年度事業の募集・採択】

(1) 募集方法

- ア ホームページ
- イ 広報あつぎ
- ウ デジタルサイネージ
- エ 市民活動団体へのメール
- オ 庁内各課から関係団体に周知

(2) 採択した事業

- ア あつぎ夢プロジェクト
- イ 厚木かるた大会
- ウ ハーモニカのまち厚木
- エ 多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業
- オ トップアスリートの実技指導や講話を通じて、児童の「夢」を育み、スポーツへの興味関心を高める
- カ あつぎストリートフェス
- キ 地域子育て支援プラットフォーム構築事業

《アダプト制度》

アダプト制度は、道路及び公園等の公共施設において環境美化活動に取り組んでいただくボランティア団体を募る制度です。

市は、それらの団体の活動に対して必要な支援を行い、市民の皆さんと市が協働して、地域の快適で美しい環境づくりを推進しています。

【令和 7 年度実施実績】

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 公園緑地課 | 60団体(－3) |
| (2) 生活環境課 | 32団体(－4) |
| (3) 道路維持課 | 54団体(－1) |
| (4) 下水道施設課 | 2団体(±0) |
| 合計 | 148団体(－8) |

※ () は前年度からの増減

3 市民協働事業に関する要綱の制定状況

市民協働事業の提案について、必要な事項を要綱で定めています。

- (1) 市民協働事業提案制度実施要綱
- (2) まち美化パートナー制度実施要綱
- (3) 花未来事業実施要綱
- (4) 道路里親制度実施要綱

4 目的、内容、成果等の公開

市民協働事業提案制度の目的、内容及び成果等の事業報告をホームページで公開し、周知を図りました。

運用状況	□妥当 □おおむね妥当 □不十分
市民協働推進 委員会の意見	

(人材育成等)

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

運用状況

1 研修の開催

市内で行われている市民活動やボランティア活動を支援し、また活動を活力あるものとするために、実践で役立つ研修を行い、活動の推進・充実を図る。

【令和7年度実施実績】

(1) 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座

ア 開催日 令和7年6月28日

イ 講師 公益社団法人ピースボート災害支援センター
関根 正孝 氏

ウ 内 容

- (ア) 災害ボランティアセンターの役割を知る
- (イ) 災害ボランティア活動の一日の流れを知る
- (ウ) 被災者が抱える困りごとを知る
- (エ) 被災者ニーズを把握する方法を考える（グループワーク）

エ 参加者数 17人

(2) ボランティアスタートアップ講座

ア 開催日 令和8年3月1日

イ 講師 社会福祉法人厚木市社会福祉協議会
地域福祉係職員

ウ 内 容

(ア) ボランティアにはどのような活動や分野があるのか、ボランティアをするのに必要な心構えはあるのかなど、ボランティアを始める前の基礎的な知識を学ぶ

(イ) 厚木市内でのボランティア活動について（活動紹介）

エ 参加者数 14人

2 ボランティア機会の提供

次世代の市民協働の担い手である若い世代に、様々な分野の活動体験プログラムを提供する「夏休みボランティア体験」を実施しました。

【令和7年度実施実績】

(1) 日程

ア オリエンテーション 令和7年7月19日
イ ボランティア活動期間 令和7年7月20日～8月21日
ウ 体験報告会 令和7年8月22日

(2) 参加者数 20人

(3) 受入団体数 12団体

3 市民協働に関する周知活動

多くの市民の皆さんに市民協働の理解を深めていただくため、市民協働の意義や効果、事業例等について、広報やホームページにより、周知を行いました。

【令和7年度実施実績】

- (1) 広報あつぎ4月15日号（市民協働提案事業・市民活動推進補助金募集）
- (2) 広報あつぎ6月15日号（夏休みボランティア体験募集）
- (3) 広報あつぎ7月15日号（市指定NPO法人の更新）
- (4) 広報あつぎ8月1日号（自治会電子回覧板特集） ほか
- (5) 広報あつぎ随時（市民参加手続、ボランティア相談、市民協働提案事業の周知）

運用状況	☐ 妥当	☐ おおむね妥当	☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見			

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

運用状況

1 ボランティアセンターの設置

ボランティアセンターは、市民活動団体の活動拠点として、作業室や団体室、研修室を備えています。利用者は、印刷機や紙折り機、裁断機、ロッカー等を利用することができます。

主な役割は、市民活動団体の紹介やボランティアの募集情報等、ボランティアに関する情報を発信することです。

【令和7年度実施実績】

- (1) 登録団体数 68団体 (参考 令和6年度 67団体)
- (2) 延べ利用者数 18,196人 (参考 令和6年度 17,117人)

2 公民館・地区市民センターの設置

本市では、市内の15地区に公民館・地区市民センターを設置し、自治会や市民活動団体との連絡調整、地域活動への支援等を行っています。

また、会議室や集会室、印刷機等を使用することができ、市民協働の拠点として活用することができます。ホールにも空調を整備し、夏場には、クールスポットとしても利用することができます。

【各地区の団体】

- (1) 地区自治会連絡協議会 (自治会)
- (2) 地域づくり推進委員会
- (3) 地域福祉推進委員会
- (4) 民生・児童委員協議会
- (5) 交通安全対策協議会 (支部) ほか

3 地域集会施設建設費等への補助

自治会活動の拠点である地域集会施設の新築や増改築、修繕、借地・借家等の費用の一部を補助し、市民協働の基礎となる地域コミュニティ活動の充実を図っています。令和7年度末時点で、市内には129棟の地域集会施設が設置されています。

【令和7年度実施実績】

- (1) 新築 0件(±0)
- (2) 増改築 0件(-1)

(3) 修繕	14件(-5)	
(4) 借地・借家	14件(+1)	
(5) 建物購入	0件(±0)	
(6) 冷暖房設備の設置等	2件(-2)	
(7) L E D照明器具の設置等	4件(+3)	
合計 34件(-4)		※ () は前年度からの増減

4 市民活動補償制度

市民協働の担い手である市民活動団体が安心して活動を行えるよう、傷害事故や賠償責任事故が起きた場合に補償を行う制度の運用を行いました。

賠償責任事故		傷害事故	
身体賠償	限度額 1人 1億円	死亡	1人につき 500万円
	限度額 1事故 5億円	後遺障害	1人につき 15万円～500万円
財物賠償	限度額 1事故 500万円	入院	1日 2,000円
		通院	1日 1,000円

【令和7年度実施実績】

- (1) 賠償責任事故 0件(参考 令和6年度 2件)
- (2) 傷害事故 4件(参考 令和6年度 5件)

5 災害救援ボランティア活動補償制度

災害が発生した場合のボランティア活動を対象に、傷害事故や賠償責任事故の補償を行う制度の運用を行いました。

運用状況	☐ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	

(市民協働推進基金の設置)

- 第10条** 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

運用状況

1 市民協働推進基金の積み立て状況

寄附の申し出があった場合は、あつぎ元気応援寄附金（ふるさと納税）として受け付け、寄附があった年の翌年度に基金として積み立てています。

【令和7年度実施実績】

寄付金として102,126円を積み立てました。

基金の利子として3,985円を積み立てました。

2 市民協働推進基金の活用状況

市民活動サポート推進費に充当しており、基金を活用して市民協働スキルアップ研修を実施しています。

【令和7年度実施実績】

令和7年度は厚木市社会福祉協議会主催で研修を実施したため、講師謝礼等が生じず、市民協働推進基金は活用しませんでした。

（令和6年度末基金残高）621,389円＋（寄付金）102,126円＋（利子）3,985円
＝（令和7年度末基金残高）727,500円

運用状況	□妥当 □おおむね妥当 □不十分
市民協働推進 委員会の意見	

(市民協働推進委員会)

- 第11条** 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

運用状況

1 令和6年度市民協働推進委員会 開催状況

- (1) 第1回 令和7年7月10日開催
- ア 委員長及び委員長職務代理の選出について
 - イ 市民協働推進委員会の職務内容等について
 - ウ 市民協働提案事業の実施について
- (2) 第2回 令和7年9月10日開催
- ア 令和6年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について
 - イ 市民協働提案事業第二次審査
 - ウ 令和8年度市民協働提案事業の第二次審査について
- (3) 第3回 令和7年10月3日開催
- ア 令和8年度市民協働提案事業の第二次審査について
 - イ 市民協働提案事業第二次審査（プレゼンテーション）
 - ウ 市民協働提案事業第二次審査の結果取りまとめについて
- (4) 第4回 令和7年3月11日開催
- ア 令和6年度厚木市市民協働推進条例の運用状況に対する意見書について

運用状況	☐ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	

(評価等)

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

運用状況

1 運用状況の評価

市民協働推進委員会からの意見書を踏まえて、条例改正は実施せず、引き続きこの条例に基づき、市民協働によるまちづくりを推進していくことを条例の評価としました。（令和7年3月）

運用状況	☐ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

厚木市市民協働推進条例運用状況データ集（令和３年度～令和７年度）

第６条 市等の責務

【職員研修】

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
庁内研修						
新採用職員研修	対象者	令和３年４月１日及び１０月１日付新採用職員	令和４年４月１日及び１０月１日付新採用職員	令和５年４月１日及び１０月１日付新採用職員	令和６年４月１日及び１０月１日付新採用職員	未実施
	参加者数	46人	61人	52人	64人	—
市民協働研修講座	対象者	入庁５年目のうち指名した職員	入庁６年目のうち指名した職員	入庁６年目のうち指名した職員	入庁６年目のうち指名した職員	入庁６年目のうち指名した職員
	参加者数	中止	27人	33人	35人	31人
派遣研修						
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）	講座名	地域運営組織の形成と運営	—	—	住民協働による地域づくり	住民協働による地域づくり 全国地域づくり人財塾
	参加者数	1人	—	—	1人	各1人
一般社団法人日本経営協会	講座名	—	協働型行政の課題と解決	—	協働型行政の課題と解決	—
	参加者数	—	1人	—	1人	—

第７条 市民協働事業

【市民協働事業の実施形態】

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
共催	24事業	27事業	31事業	45事業	50事業
後援	132事業	210事業	249事業	273事業	281事業
実行委員会・協議会等	107事業	108事業	120事業	115事業	114事業
委託	21事業	21事業	24事業	27事業	39事業
研究会・懇話会・政策提言等	5事業	5事業	4事業	4事業	4事業
事業協力	23事業	22事業	25事業	25事業	25事業
補助金等	33事業	39事業	40事業	45事業	45事業
合計	345事業	432事業	493事業	534事業	558事業

【市民協働事業提案制度】

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
市民提案型事業	4事業	4事業	3事業	5事業	7事業
行政提案型事業	1事業	1事業	1事業	—	—
合計	5事業	5事業	4事業	5事業	7事業

【まち美化パートナー制度】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
公園緑地課	61団体	62団体	65団体	63団体	60団体
生活環境課	36団体	36団体	36団体	36団体	32団体
道路維持課	48団体	52団体	54団体	55団体	54団体
河川下水道施設課	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体
合計	147団体	152団体	157団体	157団体	148団体

第 8 条（人材育成等）

【夏休みボランティア体験】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
参加者数	中止	28人	45人	36人	20人
受入団体数	中止	9団体	11団体	12団体	12団体

【市民活動団体向け講座】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
講師	ソフトバンク株式会社	厚木市ボランティア相談員	厚木市ボランティア相談員	ボランティアセンターで実施	ボランティアセンターで実施
参加者数	7人	14人	14人	32人	14人

【ボランティア相談】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ボランティア相談員による相談	1件	2件	6件	5件	1件
窓口での相談	19件	12件	8件	4件	7件
合計	20件	14件	14件	9件	8件

第 9 条（推進体制の整備）

【ボランティアセンター】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
登録団体数	78団体	74団体	66団体	67団体	68団体
利用者数	8, 905人	14, 080人	15, 702人	17, 117人	18, 196人

【地域集会施設建設費等への補助】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新築	1件	0件	2件	0件	0件
増改築	0件	0件	0件	1件	0件
修繕	19件	15件	17件	19件	14件
借地・借家	16件	15件	14件	13件	14件
用地購入	0件	0件	0件	0件	0件
建物購入	0件	0件	0件	0件	0件
冷暖房設備の設置等	3件	6件	5件	4件	2件
L E D照明器具の設置等	-	6件	5件	1件	4件
合計	39件	42件	43件	38件	34件

【市民活動補償制度】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
賠償責任事故	2件	1件	1件	2件	0件
傷害事故	2件	2件	3件	5件	4件

第10条（市民協働推進基金）

【市民協働推進基金】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
積立額(寄附)	0円	0円	116,230円	95,814円	102,126円
積立額(利子)	127円	113円	94円	1,084円	3,985円
活用額	0円	50,000円	50,000円	0円	0円
年度末残高	508,054円	458,167円	524,491円	621,389円	727,500円
活用事業	－	市民及び市民活動団体向け講座	市民及び市民活動団体向け講座	－	－

第11条（市民協働推進委員会）

【市民協働推進委員会】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
会議開催回数	5回	4回	4回	4回	4回

厚木市市民協働推進条例
運用状況に対する意見書
【対象年度 令和 6 年度】

令和 8 年 1 月
厚木市市民協働推進委員会

(市等の責務)

- 第6条** 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。
- 2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。
- 3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

運用状況	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	○ 厚木市の自治会加入率が年々減少しています。(令和6年度55.8%から令和7年度53.2%) このままでは、50%を切る日もそう遠くではないと思われます。加入率促進のための切り札(メリット)があればいい。 ○ 若い人たちが自治会に魅力的で入らないといけなと思ってもらえるように、加入促進パンフレットなどを積極的に作成したらよいと思う。市全体での加入率が5割というのは由々しき問題のため、より一層自治会加入を促進していただきたい。 ○ 令和5年度に比べ市民活動団体の増加並びに市民サポート業務委託が顕著に増加しており順調と思われる。 ○ 市民活動団体の立上げや活動継続に金銭的課題は付いて回りますので、活動発展・地域福祉推進のために財政的支援は積極的に続けていただきたいです。 ○ 特にボランティアに関する相談件数が増え、ボランティアに興味を持つ方が増えたことがよいと思います。 どんな悩みがあるのかQ & Aがあると同様の悩みがある団体などの役に立つと思います。

(市民協働事業)

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

運用状況	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	○ 市民協働提案事業も5団体から7団体に増加しており順調と思われます。 ○ 市民協働に関する職員研修で培った視点が行政提案事業等に反映されていくことを期待します。 ○ コロナ禍が落ち着き、市民協働事業も活発化していることが伺えます。

(人材育成等)

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

運用状況	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	○ 参加人数が少ないように思える。 22万人都市として、目標値が必要なのでは？ ○ 研修参加者の目標値を定めて広報するなど、周知の方法を工夫した方がよいのではないか。 ○ 夏休みボランティア体験について、団体側は、年間を通して活動している中で、夏以外の活動に参加してもらいたいというニーズがあり、参加者側は、夏は暑くて参加したくないという方もいると思うので、夏休みに限定せず、期間を広げれば団体も助かるし、参加者数も増えるのではないか。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

運用状況	■ 妥当 □ おおむね妥当 □ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	○ 防災訓練に参加しましたが、小学校体育館（避難所指定）の中は猛暑のため蒸し暑く、参加されている高齢者の体調に不安を感じました。防災の日に防災訓練を行う意義は感じますが、温暖化による猛暑がこれからも続くことが考えられるため、開催日の変更もしくは避難所指定の小学校、中学校、各地区公民館の体育館にエアコン（停電時は自主発電）を早急に設置する必要があると思われます。 ○ ボランティア保険の加入手続きの際、市民活動補償制度や災害救援ボランティア活動補償制度も併せて紹介しておりますが、初めて聞くという方が多いです。広報あつぎ等市民協働に関する周知の際、活動支援として一緒に情報提供をされてもいいのではと思います。 ○ 地域集会施設の建て替えを考えると、材料費やその他人件費などの高騰により、規定範囲が今のままだと建て替えの費用が高い為厳しいのではないかと。

(市民協働推進基金の設置)

- 第10条** 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
 - 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
 - 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 - 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
 - 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
 - 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

運用状況	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	特になし

(市民協働推進委員会)

- 第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

運用状況	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	○ 前回の委員会よりも委員数が増え、毎回会議で活発な意見が交わされている。

(評価等)

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

運用状況	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
市民協働推進 委員会の意見	特になし

令和 8 年度厚木市市民協働推進委員会の開催予定

第 1 回会議 令和 8 年 8 月 19 日（水）

- 案件 1 令和 9 年度市民協働提案事業の第二次審査について
- 2 厚木市市民協働推進条例の運用状況について

第 2 回会議 令和 8 年 10 月 2 日（金）

- 案件 1 市民協働提案事業第二次審査の方法について
- 2 市民協働提案事業第二次審査
- 3 市民協働提案事業第二次審査の結果について

第 3 回会議 令和 8 年 11 月

- 案件 1 厚木市市民協働推進条例の運用状況について

第 4 回会議 令和 8 年 12 月

- 案件 1 厚木市市民協働推進条例の運用状況に対する意見書について